

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年10月15日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・オールインワン・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成22年10月16日から平成23年10月14日まで) 2兆円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ノムラ・オールインワン・ファンド
(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成22年10月16日から平成23年10月14日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(以下「申込不可日」といいます。)には原則として取得および換金申込みができません。

申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

[1]主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

[2]国内の株式、世界の株式¹および世界の債券²を実質的な投資対象とする投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券に投資します。

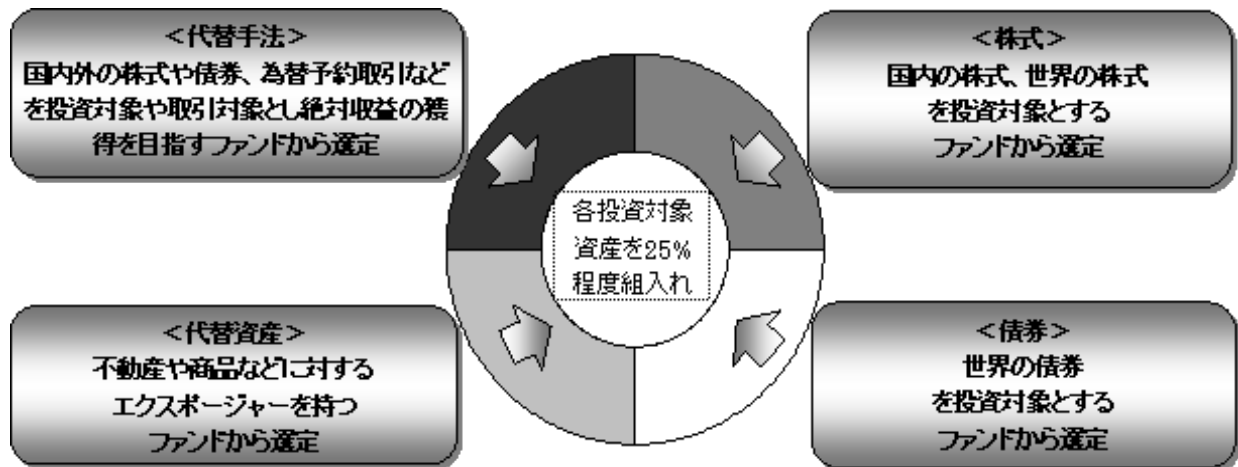
1 新興国の企業の発行する株式(新興国株式)を含みます。

2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など、世界の高利回り事業債(ハイ・イールド債)および新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(新興国債券)を含みます。

[3]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価、定量評価等を勘案して各投資対象資産 から選択した投資信託証券(ファンド)に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが各投資対象資産 から選定したファンドに分散投資を行ないます。

投資対象資産とは、当ファンドにおいては、株式、債券、代替資産、代替手法を指します。



[4]世界の株式および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行わないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

[5]年2回の決算時(原則1月・7月の各20日)に基準価額水準等を勘案して分配します。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。
指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の中には、直接株式市場等に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（例えば「ノムラ・ジャパン・オープンF」）とし、その資金をマザーファンド（例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」）に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（ノムラ・オールインワン・ファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産(投資信託 証券(資産複合(株式、 債券、不動産投信、デ リバティブ、為替予約取 引) 資産配分固定型))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないうファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。

- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の

記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

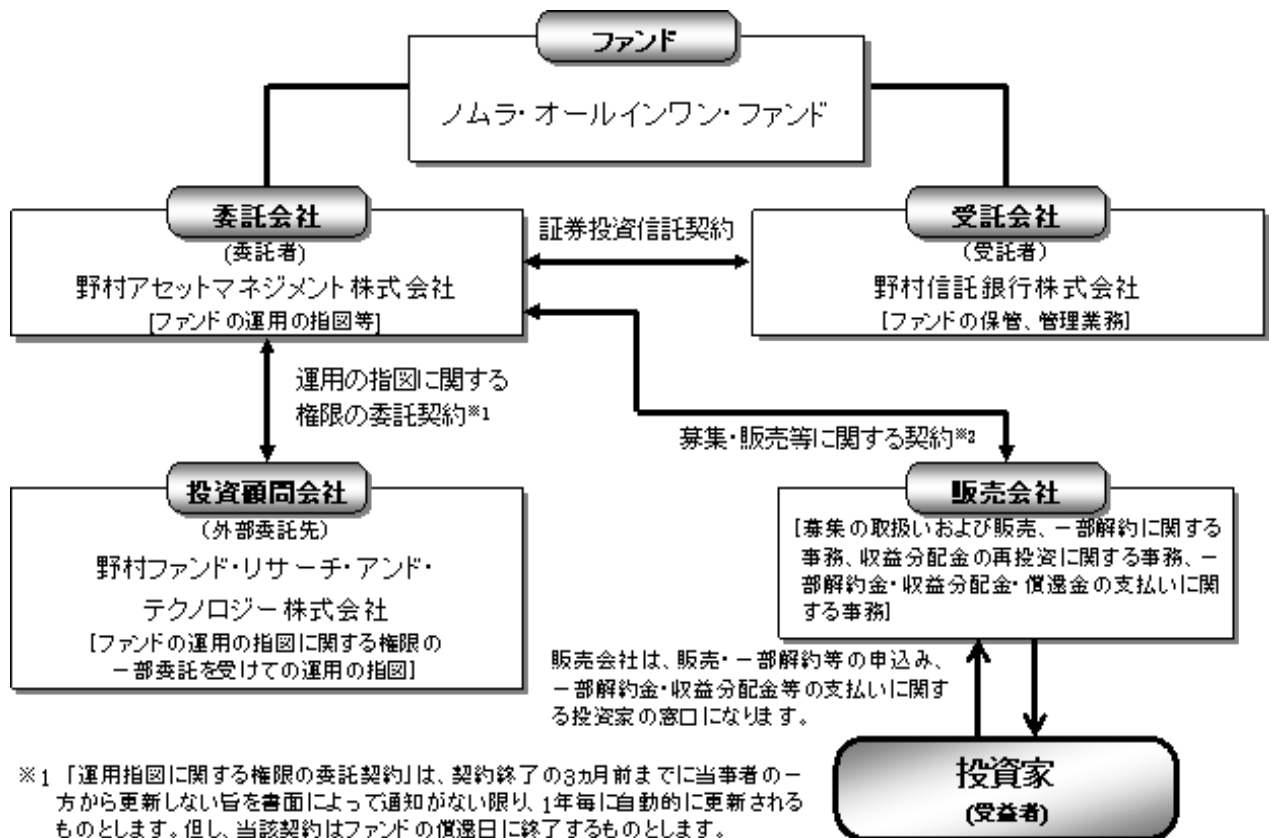
- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成18年7月27日

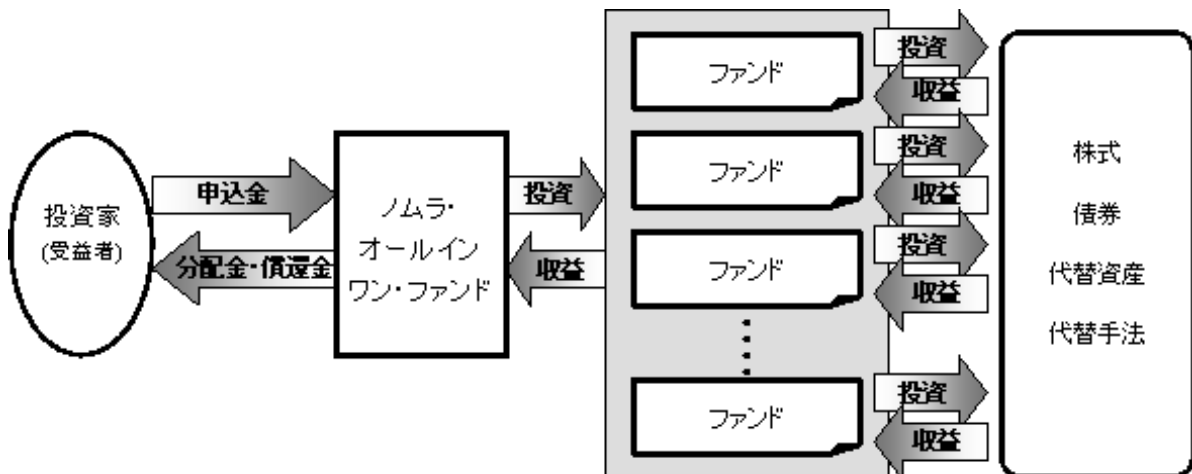
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に国内の株式および世界の株式、世界の債券、代替資産および代替手法に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託およびの運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成22年8月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成22年8月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]国内の株式、世界の株式¹および世界の債券²を実質的な投資対象とする投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券に投資し、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

1 新興国の企業の発行する株式(新興国株式)を含みます。

2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など、世界の高利回り事業債(ハイ・イールド債)および新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(新興国債券)を含みます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

委託する範囲 : 投資信託証券の運用(指定投資信託証券の見直しを含む。)

委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

委託先所在地 : 東京都中央区

委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときならびに信託終了のときに支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

(平均純資産総額)	(率)
1,000億円以下の部分	年0.285%
1,000億円超の部分	年0.265%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とし、投資対象資産毎の投資信託証券への配分比率(以下、「基準配分比率」と呼びます。)は下記の通りとすることを基本とします。また、投資対象資産毎に投資信託証券への配分を行なう際には、中長期的な観点から、より細かい資産クラス・種別への分類を行ない、各資産クラス・種別への配分比率(以下、「参考配分比率」と呼びます。)を決定し、それを意識した運用を行ないます。

投資対象資産とは、当ファンドにおいては、株式、債券、代替資産、代替手法を指します。

国内の株式および世界の株式を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度

世界の債券を実質的な投資対象とする各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度

不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度

国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す各投資信託証券への配分比率の合計が信託財産の純資産総額の概ね25%程度以下

基準配分比率と参考配分比率

基準配分比率		参考配分比率	
投資対象資産	比率	資産クラス・種別	比率
株式	25%程度	国内大型株式	8.00%
		国内小型株式	7.00%
		先進国株式	6.00%
		新興国株式	4.00%
債券	25%程度	米国債券	2.50%
		欧州債券	7.50%
		豪州債券	2.50%
		ハイ・イールド債券	6.25%
		新興国債券	6.25%
代替資産	25%程度	不動産	15.00%
		商品	10.00%
代替手法	25%程度以下	マクロ戦略	20.00%
		株式市場中立戦略	5.00%

(平成22年10月現在、参考配分比率は上記の通りです。)

- *1 資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、中長期的な資産クラス・種別間のリターン・リスク関係、市場構造、新たな資産クラスや種別の登場等を考慮し、当ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。
- *2 投資信託証券への配分比率や、投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する各資産クラス・種別への配分比率は、参考配分比率から乖離する場合があります。

注)

「代替資産」とは、株式、債券などの伝統的資産とは異なるリスク・リターン特性をもつ不動産や商品などの資産のことで、REIT(不動産投資信託)などの証券化商品も含まれます。

「代替手法」とは、株式や債券の売り持ちや先物・オプションなどのデリバティブ(金融派生商品)等も活用し、市場の動向に左右されにくい投資成果を目指す斬新な投資戦略のことをいいます。一般的に、代替手法には、株式、債券などの伝統的資産を投資対象とするものに加え、商品などを投資対象とするものが含まれることがあります。

また「マクロ戦略」とは個別銘柄ではなく、各国の株式、債券、通貨といった資産全体に着目し、先物等も活用した買いと売りの組み合わせ等により絶対収益の獲得を目指す投資戦略をいい、「株式市場中立戦略」とは個別銘柄の買いと売りの組み合わせにより市場全体の影響を抑えつつ絶対収益の獲得を目指す投資戦略をいいます。

- [4]世界の株式に実質的に投資する投資信託証券および世界の債券に実質的に投資する投資信託証券、不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行わないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

ただし、国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券のうち、外貨建てで円ベース以外での絶対収益の獲得を目指すものについては、為替ヘッジを行なうことを基本とします。

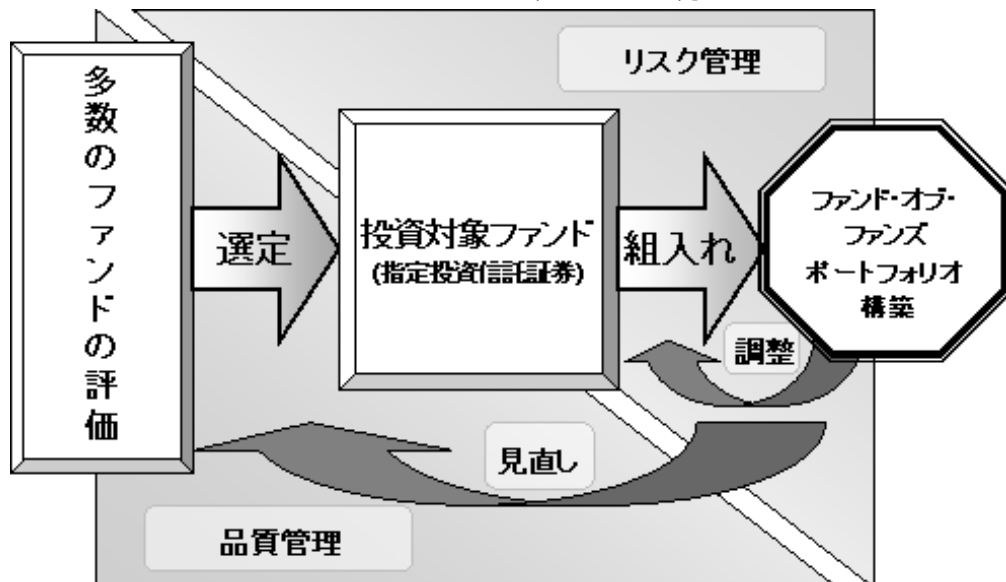
[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価 を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

商品市況全体の動きを概ね捉える投資成果を目指す投資信託証券など、超過収益を追求することを目的としない投資信託証券については、運用力に関する定性的な評価を行なわない場合があります。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質 の維持・向上を目指します。

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

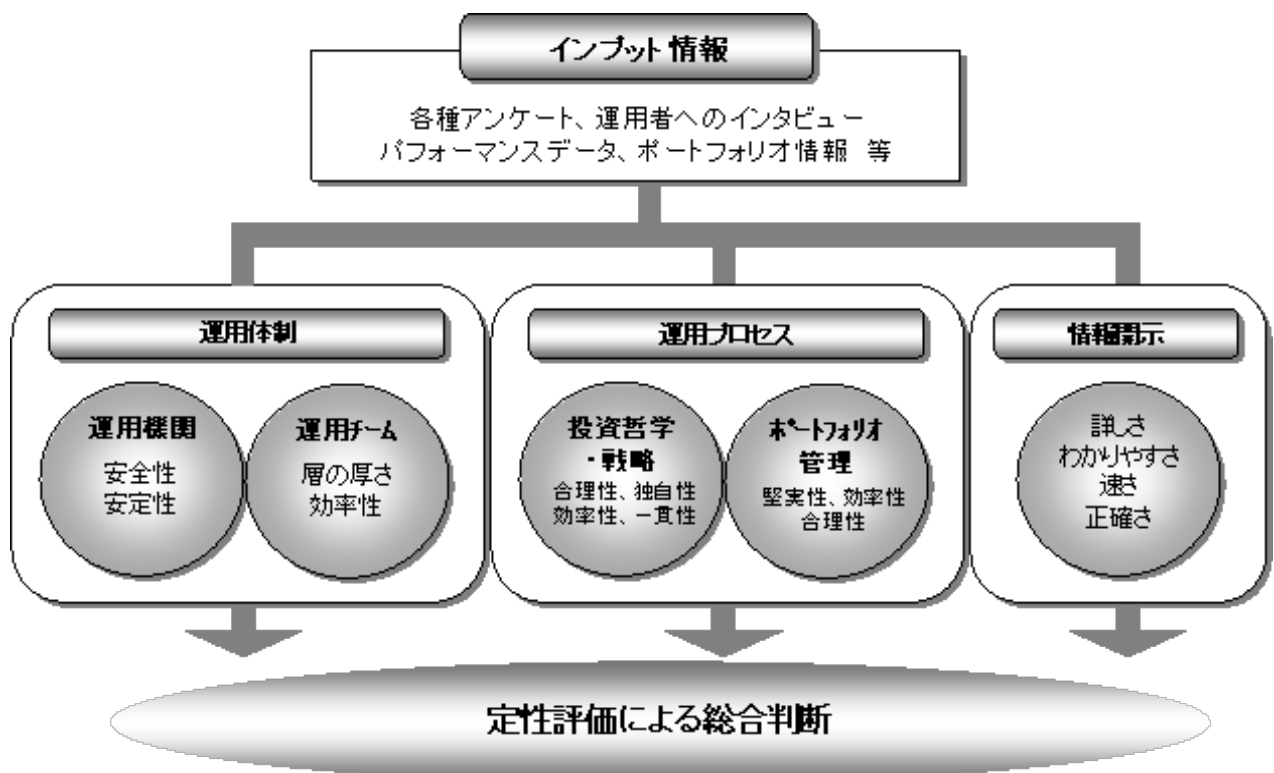
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)はファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

NFR&Tのファンドの定性評価

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成22年10月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

注)アクティブ・ファンド(積極的な運用により市場平均などに比べてより高い成果を追求することを目的とした投資信託)の定性評価について示したものです。

(2)【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託および外国投資信託(投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。)とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

	指定投資信託証券
国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)
	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)
	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家専用)
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)
	野村日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)
	JF中小型株オープンF(適格機関投資家専用)
	インベスコ 日本中小型成長株オープンF(適格機関投資家専用)
	GS 計量日本小型株ファンドF(適格機関投資家専用)
	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)
	野村海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)
世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)
	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドFB(適格機関投資家専用)
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB(適格機関投資家専用)
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB(適格機関投資家専用)
	UBS海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)
	MFS欧州株ファンドFB(適格機関投資家専用)
	ノムラ・アバディーン新興国株ファンドFB(適格機関投資家専用)
	ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB(適格機関投資家専用)
	JPMエマージング株式フォーカスFB(適格機関投資家専用)
	シュローダー・ワールド・エマージング・ファンドFB(適格機関投資家専用)
	アライアンス・パーンスタイン・新興国成長株投信FB(適格機関投資家専用)

世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
	ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD < 外国籍投資信託 >
	ノムラ - ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）
	ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）
	ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FD（適格機関投資家専用）
	ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）
	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）
	野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
	JPMエマージング・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FD（適格機関投資家専用）
	アライアンス・パーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD < 外国籍投資信託 >
不動産や商品などに対するエクスポージャーを持つ投資信託証券	野村コモディティ投信（DJ - UBS商品指数）FB（適格機関投資家専用）
	野村コモディティ投信（S&P GSCI商品指数）FB（適格機関投資家専用）
	野村世界不動産投信マザーファンド
	野村世界REITマザーファンド
	ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド
国内外の株式や債券、為替予約取引などを投資対象や取引対象とし絶対収益の獲得を目指す投資信託証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）
	GSグローバル・マーケット・ストラテジーF（適格機関投資家専用）
	メロン・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）
	FX コンセプツ・グローバル・カレンシー・ストラテジー・ファンドF < 外国籍投資信託 >
	GMO グローバル・タクティカル・ファンドF < 外国籍投資信託 >
	JPM日本株マーケットニュートラルF（適格機関投資家専用）
	住信 日本株式アナリストLS・F（適格機関投資家専用）

上記は平成22年10月15日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ.有価証券
- ロ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ.金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者(委託者から委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成22年10月15日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないません。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっております。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち〈収益分配方針〉につきましては、以下の通りです。

[各F / FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[各FD]

- ・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

1 ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.90825%（税抜年0.865%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

2 ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.63%（税抜年0.60%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3 JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMジャパン50・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

アナリストの調査・分析活動においては、「JPM日本株式ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断（主観的判断）のみに頼ることなく、配当割引モデル（DDM）等を通じてその修正を行います。

ベンチマークであるTOPIX（配当込み）に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

（B）信託期間

無期限（平成16年11月18日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.8505%（税抜0.81%）を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4 東京海上日本成長株ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「東京海上日本成長株マザーファンド」への投資を通じて、主として金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。

ファンドは、「東京海上日本成長株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成18年11月16日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.609%（税抜年0.58%）の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主に金融商品取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、「セクター判断(業種配分)」と「銘柄選択」を超過収益の源泉として、これを上回る投資成果を目指します。

「セクター判断(業種配分)」については、当社独自の業種分類により、アナリストによる定性判断、モデルによる定量判断をもとに、ファンドマネジャーがセクター間の相対比較等を考慮して決定します。

一方「銘柄選択」においては、アナリストが徹底的な調査に基づき「事業環境の予測」や「競争優位の評価」を主な着眼点として中期的な業績を予測するとともに、株価面での魅力度等も総合的に判断し、セクター内の相対優位評価を行います。

これらに加え、ファンドマネジャー(トップダウン)とアナリスト(ボトムアップ)による複眼的な議論の中から生まれる「投資アイデア」も加味し、最適なポートフォリオを構築します。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

5 キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。その中でも特徴的な“マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システム”は、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

（マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。）

（B）信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.60375%（税抜年0.575%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査費用については、上限を年額58万8千円（税抜56万円）とし日々計上します。またその他の費用（ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等）等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）（これに準ずるものを含む）に上場されている株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含む）を主要投資対象とします。

運用については、マイクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

6 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村日本小型株ファンドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「野村日本小型株ファンドマザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している小型株を中心としたわが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として小型株を中心としたわが国の株式に分散投資を行ない、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。

株式への投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

個別銘柄の選定・組入れは、主として小型株を対象に、個別銘柄のバリュエーション（株価の割高・割安度合い）の観点に、収益性、成長性等の観点を加えた個別銘柄の分析・評価を行ない、流動性、市場動向等を勘案して、アクティブに行ないます。なお、銘柄の評価を優先しますが、業種分散等にも一定の配慮を行なう場合もあります。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

7 JF中小型株オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJF中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、ラッセル野村中小型インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは「JF中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用を行います。

（B）信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.924%（税抜0.88%）を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

日本の中小型株を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

銘柄の選定にあたっては、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄に投資し、信託財産の成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

8 インベスコ 日本中小型成長株オープンF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるインベスコ 日本中小型成長株 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマークとします。

ファンドは、「インベスコ 日本中小型成長株 マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式等に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成18年11月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	インベスコ投信投資顧問株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7455%（税抜年0.71%）の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している中小型株を中心とするわが国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として、新興市場（ジャスダック市場、東証マザーズ等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式等に投資し、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

継続的に高い利益成長をすることによって、新興市場から比較的早く東証一部に上場していくと見込まれる企業に長期投資します。

わが国の株式市場を構成する各市場から、銘柄規模により中小型株（時価総額約100億円～約2,000億円）を中心に選別し、成長率・利益率・ROE（株主資本利益率）等を考慮して、調査対象銘柄を絞り込みます。さらに調査対象銘柄について、会社訪問・財務データ分析等を通じて適格と判断した銘柄をコアウォッチ銘柄とします。

ポートフォリオの構築は、コアウォッチ銘柄について、株価収益率（PER）ほか複数の株価評価指標を用いたバリュエーション分析を通じて各銘柄の割安度を測り、原則として割安度の高い銘柄を高い組入比率とし、その他成長率や流動性等を考慮して個別銘柄の組入比率を決定します。

株式の実質組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行なうに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行ないません。

9 GS 計量日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、GS 計量日本小型株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により銘柄選択等を行い、付加価値の実現を目指します。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAM ニューヨーク）

（D）管理報酬等

（1）信託報酬

信託報酬は、信託財産の純資産総額に年0.67725%(税抜0.645%)を乗じて得た額とします。

（2）その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

日本の上場株式（これに準ずるものを含まず。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動しつつ、経済合理性に基づく独自の計量モデルを用いたアクティブ運用により、割安かどうか、株価に上昇の勢いがあるかどうかなど多角的な評価基準から企業を評価し銘柄選択を行うことで、リスク管理の枠組みの中で付加価値の実現を目指します。

主として日本の上場株式（これに準ずるものを含まず。）に実質的に投資し、株式への実質投資割合(有価証券先物取引およびインデックス連動型上場投資信託等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）に日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

10 アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるアムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

ファンドは、「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成16年3月4日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜年0.9%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度（バリュースプレッド）に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

11 野村海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行いません。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは「野村海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

銘柄の選定に当たっては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行いません。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

12 ノムラ - ジャナス・インテック海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - ジャナス・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし) をベンチマークとします。

MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - ジャナス・インテック海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、マザーファンドの運用に関する事務業務の一部をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに代行させます。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.86625%（税抜年0.825%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

13 ノムラ - コロンビア米国株バリュース・ファンドFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - コロンビア米国株バリュース・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはS&P500株価指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

「S&P500株価指数（円換算ベース）」は、S&P500株価指数（ドルベース）をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - コロンビア米国株バリュース・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜年0.83%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、個別企業やその企業が属する業種・業界の変化を捉え、ファンダメンタルズの改善が見られ株価が割安と判断される企業の株式に投資を行いません。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

14 シュロージャー・アジア・パシフィック株式ファンドFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるシュロージャー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

ファンドは、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ベース）は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に算出したものです。MSCI Inc. が作成したものではありません。

ファンドは、「シュロージャー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	シュロージャー証券投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用（監査費用を含みます）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

（1）投資対象

香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

（2）投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

運用にあたっては、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）（円ベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

マザーファンドの運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用は、原則としてヘッジ目的に限定します。

15 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

ファンドは、S&P500種株価指数を委託会社が円ベースに換算した指数をベンチマークとします。

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成16年8月19日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

(D) 管理報酬等**(1) 信託報酬**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.91875%（税抜年0.875%）の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われま

す。

(2) その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。

個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）にファンドおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

16 UBS海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるUBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックスを構成する世界の株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

ファンドは、MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「UBSグローバル株式（除く日本）ファンド・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た金額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社報酬から支弁するものとします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに実質的な運用指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

17 MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

MFS欧州株マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドはMSCI ヨーロッパ インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「MFS欧州株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成19年4月5日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜0.75%）の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

18 ノムラ - アバディーン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - アバディーン新興国株マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - アバディーン新興国株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成18年6月30日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	Aberdeen Asset Managers Limited（アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド） Aberdeen Asset Management Asia Limited（アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド）

Aberdeen Asset Managers Limitedおよび Aberdeen Asset Management Asia Limitedは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をBNP Paribas Securities Services UK Limitedに代行させます。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.029%（税抜年0.98%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

（１）投資対象

新興国の株式を実質的な主要投資対象とします。なお、一部、転換社債および転換社債型新株予約権付社債ならびに償還金額等が株価に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、株式にかかる指数を対象とした有価証券指数等先物取引や有価証券店頭指数等スワップ取引を適宜活用する場合があります。

（２）投資態度

マザーファンドにおける新興国の株式への投資にあたっては、企業訪問等のリサーチによるボトムアップアプローチをベースに、企業の質（フランチャイズ、利益成長力、経営、財務基盤）、バリュエーション等の観点から銘柄の選定を行ないます。

< 当面の投資プロセス >

(1) 定性分析

- ・ エマージング・マーケットの全上場銘柄を理論上の投資ユニバースとし、継続的な企業訪問による詳細な調査を通じて投資候補銘柄を選定します。
- ・ フランチャイズ（固有の競争力、独自の強み）、コア事業の利益の成長力、経営陣、財務基盤といった観点から質の高い銘柄に投資候補銘柄を絞込みます。

(2) バリュエーション分析

- ・ PERや配当利回り、純資産価値などのデータを用い、市場価格や業界内の競合企業との対比といった観点からバリュエーションの分析を行ない、株価のダウンサイド・リスクを確認し、投資銘柄を選定します。

(3) ポートフォリオ構築

- ・ 最も魅力的な銘柄群に対するエクスポージャーの最大化を図るとともに、流動性や地域・セクターの分散に配慮し、ポートフォリオを構築します。

上記の投資プロセスは、今後見直しを行なう場合があります。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

Aberdeen Asset Managers Limited（アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド）およびAberdeen Asset Management Asia Limited（アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド）にマザーファンドにおける株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

19 ノムラ - アカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - アカディアン新興国株ファンドマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - アカディアン新興国株ファンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成21年9月3日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をアカディアン・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに代行させます。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.155%（税抜年1.10%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

20 JPMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMエマージング株式フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として世界の新興国^{*1}で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券^{*2}を用いた投資も行います。

*1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。

*2 預託証券とは、ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、株式と同様に有価証券が取引される市場等で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち*、積極的な運用を行います。

* 経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）をベンチマークとします。

委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成18年1月25日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.9765%（税抜0.93%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、信託財産に係る監査費用として信託財産の純資産総額に対して年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

(2) 投資態度

世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄を主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

マザーファンドの運用の指図に関する権限をJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに所属する「グローバル・エマーGING・マーケット株式運用グループ」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

21 シュロージャー・ワールド・エマージング・ファンドFB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として親投資信託であるシュロージャー・ワールド・エマージング・マザーファンドへの投資を通じて、エマージング・マーケットの株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、エマージング・マーケット諸国の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に算出したものです。MSCI Inc.が作成したものではありません。

ファンドは、「シュロージャー・ワールド・エマージング・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成18年1月25日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	シュロージャー証券投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	シュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.9765%（税抜0.93%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用（監査費用を含みます）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

エマージング・マーケットの株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、エマージング・マーケットの株式の中から有望な国々の成長企業を厳選します。

トップダウン・アプローチによる国への投資判断とボトムアップ・アプローチによる個別企業への投資判断の2つの観点から投資を行うことを基本とします。

トップダウン・アプローチにおいては、定量分析モデルから算出されるカントリーランキングに基づき、各市場への資金フローや地政学要因などを加味して、各国への配分方針が決定されます。

ボトムアップ・アプローチにおいては、エマージング株式担当アナリストによる徹底した企業調査・分析の結果推奨される銘柄に基づいて、ファンドマネジャーが国別のポートフォリオを構築します。

運用体制は、グローバルにポートフォリオをモニターするファンドマネジャーと各地域を担当するファンドマネジャーから構成されており、アナリストを含めたメンバー全員が参加する体制をとっています。

株式等の実質組入比率については、原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。
実質外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

22 アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（米ドルベース）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成18年1月25日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.93%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います（なお、当該上限率については変更する場合があります）。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度（マザーファンドの投資態度を含みます。）

主として新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

エマージング市場担当アナリストの徹底した個別企業分析に基づき成長性が高いと判断される銘柄を選択します。

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

次の投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ・ アライアンス・パースタイン・エル・ピー
- ・ アライアンス・パースタイン・リミテッド
- ・ アライアンス・パースタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・ アライアンス・パースタイン・香港・リミテッド

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

<運用プロセス>

アライアンス・パースタインのエマージング諸国市場担当のアナリストが徹底した現地調査を行い、企業の成長性や競争力、コーポレート・ガバナンス等を精査します。

アナリストは、ファンダメンタルズ分析に基づき個別銘柄の投資レーティングや目標株価を決定するとともに、コーポレート・ガバナンス・レーティングの付与を行います。

エマージング諸国市場グロース株式運用の責任者、欧州/中東/アフリカ、アジア、中南米の各地域の担当者、およびエマージング諸国市場グロース・リサーチ・ディレクターから成るポートフォリオ・オーバーサイト・グループが、アナリストの調査・分析を基にポートフォリオを構築します。

個別銘柄の選定はアナリストの投資レーティングやコーポレート・ガバナンス・レーティング等に基づき行われます。

ポートフォリオ全体のリスク管理等は、上記のポートフォリオ・オーバーサイト・グループが中心となって行います。

コーポレート・ガバナンスとは、企業統治と訳され、一般的に「企業活動を律する枠組み」のことをいいます。アライアンス・パースタインのエマージング諸国株式の調査・分析にあたってはコーポレート・ガバナンスを重視しており、情報開示、会計基準、取締役構成、企業倫理などの項目について評価し、4段階のレーティングを付与します。

上記の運用プロセスは、今後見直しを行う場合があります。

23 ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー

ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクに代行させます。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885%（税抜年0.37%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

（1）投資対象

日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

24 ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）

を20%：60%：20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）」をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ない、ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

25 ノムラ - インサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ファンドは、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Northern Trust Companyに代行させます。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4725%（税抜年0.45%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債（同等の信用度を有すると判断される公社債を含みません。）については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（Insight Investment Management (Global) Limited）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

26 ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、UBS オーストラリア債券インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をBNP Paribas Fund Services Australasia Pty Limitedに代行させます。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

（1）投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付をA-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資する場合があります。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等を実質的に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分（＝リスク・バジェットिंग）を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への実質的な投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

27 野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行なうとともに、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは「野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜年0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

豪ドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。また、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2) 投資態度

豪ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、豪州債券の市場全体の中長期的な動きを概ね捉えることを目指して現物ポートフォリオを構築しつつ、世界各国（先進国を中心としますが、それに限りません。）通貨の為替予約取引等の積極的な活用により、豪州債券市場の全体の投資収益に対する超過収益の獲得を目指します。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に投資を行なう場合があります。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために、債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおいては、マクロ経済等のファンダメンタルズ分析による世界各国通貨の投資環境判断に基づき、有望な投資機会があると判断した市場について、為替リスク・ポジションを調整し、積極的に投資することを基本とします。

マザーファンドにおける為替リスク・ポジションの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、世界各国のロング・ポジションとショート・ポジションを活用します。

マザーファンドにおける短期的な戦略にもとづく為替リスク・ポジションの調整には、為替予約取引等の短期売買を積極的に行なうことがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）にマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。

ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

28 ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 主な投資制限

米国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

29 ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、「ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

欧州各国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

（2）投資態度

マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（3）主な投資制限

欧州各国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

[次へ](#)

30 メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるメロン米国コア・プラス債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債、国際機関債、資産担保証券（ABS、MBS等）などの債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.43575%（税抜0.415%）の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

(E) 投資方針等

（1）投資対象

米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などを実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などに実質的に投資します。債券種別や業種毎の投資配分は、経済状況や市場動向を総合的に勘案して、機動的に変更します。

債券種類毎のアナリストおよびポートフォリオマネジャーによる定性的なボトムアップ分析により銘柄の評価や景気動向の予測を行うとともに、定量モデルによる割安割高分析や金利動向分析等を組み合わせて、最終的ポートフォリオを構築します。

主として投資適格債（BBB-ないしBaa3以上）に投資します。また、個別銘柄の格付けには制限を設けず、投資機会に応じて、信用格付けの低い銘柄あるいは無格付けの銘柄への投資を行うことがあります。

投資対象国や発行体の所在国には制限を設けず、また投資対象通貨にも制限を設けません。ただし、マザーファンドにおける米ドル以外の資産の時価総額は、原則としてマザーファンド純資産総額の±20%以下とします。通貨運用においても機動的なポジション造成を行い投資収益の向上を目指します。

投資集中による信用リスクや価格変動リスクが過度に高まらない様に配慮し、マザーファンドにおいて、国債および政府機関債を除き、一発行体当たりの投資上限は5%までとし、一業種（金融業を除く）当たりの投資上限は25%までとします。

現物債への投資に加えて、デリバティブをヘッジ目的に限定せず、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

31 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD

（A）ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスの3指数の各20%：60%：20%の比率による加重平均指数の円換算指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

（B）信託期間

ファンド設定日（2009年4月9日）から約149年間

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（D）管理報酬等

（1）投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- ・成功報酬はファンドの各会計年度（1月1日から12月31日）における成功報酬控除前基準価額（分配金込み）の収益率が、同期

間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

- ・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日（12月31日）にのみ行われます。

- ・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額（分配金込み）、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新た

な基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

（2）受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

（3）保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分（年率0.0675%以内）と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用（年額24,000米ドル）、成功報酬管理費用（年額12,000米ドル）、財務諸表作成費用（年額7,500米ドル）、受益者口座管理費用（一口座当り年額500米ドル、年間最低24,000米ドル）があります。

（4）その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

（E）投資方針等

（1）投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

（2）投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

（3）主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したものに限り、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。

有価証券（現物に限る）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。

資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。

投資信託証券への投資（REIT、ETFを含む）は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

（4）収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

32 ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース） をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券を実質的な主要投資対象とします。

新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

（2）投資態度

投資する債券については、ファンド全体の加重平均格付をBB格相当以下とすることを基本とします。

マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、銘柄分散に配慮し、ポートフォリオの構築を行なうことを基本とします。

先進国のハイ・イールド債券および新興国の債券等への投資配分比率を投資環境に応じて変更し、高水準のインカムゲインの確保と多様な投資機会の追求を図ります。

投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・米国ドル建のハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以上とします。
- ・米国ドル建以外の債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

33 ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンドマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - コロンビア米国ハイ・イールドボンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成21年10月8日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6825%（税抜年0.65%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

実質的に投資する債券は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

銘柄の選定にあたっては、個別発行体の財務状況、業績動向等のファンダメンタルズ等を踏まえたクレジット分析に基づき、相対的に投資魅力度の高い銘柄を選定することを基本とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、マクロ経済分析等により、金利動向、投資環境の変化等を捉え、業種配分、格付別配分などポートフォリオ全体のリスク特性の調整を適宜行ないます。

同一発行体の発行するハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー（Columbia Management Investment Advisors, LLC）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

34 ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてユーロ建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）」は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ - WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンドオープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成17年4月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエストエルビー メロン アセット マネジメントKAG

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

ユーロ建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。

(2) 投資態度

主としてユーロ建のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。

投資する事業債は、主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、主としてボトムアップアプローチに基づき、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析ならびに計量的手法を活用したポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を図ります。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を目指します。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産のうち、ユーロ建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ユーロ建以外の外貨建資産については、当該資産をユーロに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドの運用に当たっては、ウエストエルピーメロン アセットマネジメントKAG（WestLB Mellon Asset Management Kapitalanlagegesellschaft mbH）に海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

約款変更に伴い、平成22年12月24日以降、以下の内容に変更となる予定です。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものとおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

35 ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

BofA・メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（円換算ベース）は、BofA・メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（現地通貨ベース）を委託者が独自に円換算したものです。

ファンドは「ノムラ - スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、債券に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド は、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜年0.95%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

（1）投資対象

欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として欧州の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析および相対価値分析等に基づきポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を目指します。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を図ります。

マザーファンドにおける同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンドにおいては、外貨建資産の通貨配分にかかわらず、為替予約取引等を活用し、外貨建資産の実質的な通貨配分については、原則として、欧州の高利回り事業債市場を代表するインデックスの通貨配分と同程度とすることを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

36 JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての高利回り社債に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス(円ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「JPM・USハイイールド・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」(以下「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.672%（税抜0.64%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての高利回り社債（下記(2) および に掲げる社債をいいます。）を実質的な主要投資対象とします。

上記 の社債のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限として、BBB-格（スタンダード&プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）以上の社債に投資する場合があります。（各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、下位の格付けにより判断します。以下同じ。）

(2) 投資態度

安定的かつ高水準の配当等収益の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

実質的な主要投資対象とする社債の格付けは、BBB-格（スタンダード&プアーズ社による格付け）またはBaa3格（ムーディーズ社による格付け）未満とします。

上記 にかかわらず、上記 の格付機関のいずれからも格付けを得ていない社債であっても、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、上記 に掲げる社債と同等であると判断したものに投資する場合があります。当該社債も主要投資対象に含めます。

保有する社債の格付けが変更され、上記 の基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により保有し続ける場合があります。ただし、当該社債は、上記(1) に掲げる社債とみなし、その投資割合の制限に従います。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

37 パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるパインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）に投資を行ない、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（円ベース）は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.525%（税抜年0.50%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

（1）投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ハイ・イールド・ボンドの実質組入比率は、原則として高位を維持します。

実質組入対象とするハイ・イールド・ボンドは、主に、BB格（スタンダード・アンド・プアーズ社）以下またはBa格（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）以下の格付けを取得している銘柄とします。なお、上記を上回る格付けを取得している銘柄、格付けを取得していない銘柄を組入れることもあります。

ポートフォリオの構築にあたっては、独自の信用リスク分析に加え、発行体の収益動向、バリュエーションなど各種分析を通じて、割安と判断される銘柄を選定するとともに、銘柄分散、業種分散に配慮して運用を行いません。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用にあたっては、バインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーにマザーファンドの外貨建資産の運用に関する権限を委託します。

（3）主な投資制限

株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。

同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

38 野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国¹の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

- 1 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カンントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

ファンドは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）²をベンチマークとします。

2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

(2) 投資態度

新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。

新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行ないます。

マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

- ・ 単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします（OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。）。
- ・ 企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ・ 新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

39 JPMエマーキング・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMエマーキング・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）の受益証券への投資を通じて、主として新興国の政府または政府機関の発行する債券に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドは、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

ファンドは、JPモルガン・エマーキング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ベース）をベンチマークとします。

「JPモルガン・エマーキング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「JPMエマーキング・ボンド・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.525%（税抜0.50%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

実質的な主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。「新興国」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「運用委託先」といいます。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下同じ）。

上記のほか、一つまたは複数の、新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

(2) 投資態度

上記(1) および に掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に実質的に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

実質的な投資対象債券は、主に米国ドルに基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の50%以上をそのような債券に投資します。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

40 モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるモルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の現地通貨建の国債および政府機関債等に実質的に投資を行い、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円ベース）をベンチマークとします。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified（US\$ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成20年2月26日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.777%（税抜0.74%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、監査報酬、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として新興国の現地通貨建の国債および政府機関債等に実質的に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドのベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円ベース）とします。

国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定するアクティブ運用を行います。

新興国の国債および政府機関債等のほか、新興国の企業が発行する債券に実質的に投資することがあります。また、新興国の発行体の債券の価値や指数の収益率を反映する債券に実質的に投資することがあります。

マザーファンドの運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）に委託します。

実質外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。なお、マザーファンドにおいて、市況動向、投資環境等に応じて、投資を行う債券についてその建値以外の通貨（円以外）に対して為替ヘッジを行うことがあります。

市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への実質投資は転換社債の転換等により取得する場合に限りです。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、基準価額の水準および分配原資の水準等を考慮して決定します。但し、分配対象額が少額等の場合は、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

41 アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算指数）をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われません。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います（なお、当該上限率については変更する場合があります）。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合があります。

エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。

投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ・エマージング・カントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

次の投資顧問会社に、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

- ・ アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・ アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

42 MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍契約型外国投資信託です。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）をベンチマークとします。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.
保管受託銀行、管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ S.A.

(D) 管理報酬等**(1) 投資顧問報酬**

投資顧問会社は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.64%の金額を投資顧問報酬として、ファンドから毎月受領します。

(2) その他費用

ファンドは、受託会社の管理報酬、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、法律関係の費用、設立費用、監査費用等を負担します。その総額は、日々のファンドの純資産総額の実質年率0.30%の金額を上限とします。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等に実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行います。

ベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）とします。

国別配分と通貨配分を主な超過収益の源泉とします。国別配分においては、投資対象国のマクロ経済、政治情勢等の綿密なファンダメンタルズ分析を基に、投資戦略を決定します。

通貨配分においては、債券の国別配分とは別に、市場動向を注視・分析の上、配分を決定します。

実質外貨建資産について、原則、円貨に対する為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

有価証券（現物に限ります。）の空売りは、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額の30%以内とします。

資金の借入れは、純資産総額の10%以内とします。

(4) 収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

43 野村コモディティ投信（DJ-UBS商品指数）FB（適格機関投資家専用）

当ファンドでは、“Dow Jones-UBS Commodity IndexSM”を「DJ-UBS商品指数SM」といいます。

（A）ファンドの特色

ファンドは、DJ-UBS商品指数 が表す世界の商品（コモディティ）市況全体について、その中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

当ファンドでは、“Dow Jones-UBS Commodity IndexSM”を「DJ-UBS商品指数SM」といいます。なお、当ファンドでは、「DJ-UBS商品指数」を円換算したものを運用にあたって参照する指標とします。この指標は、「DJ-UBS商品指数」を委託会社が独自に円換算したものであり、Dow Jones & Company, Inc.もしくはUBS AGまたはそれぞれの子会社または関連会社が公表する指数“Dow Jones-UBS Commodity Index YenSM”（“DJ-UBSJYSM”）とは異なります。

（B）信託期間

無期限（平成18年7月25日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.735%（税抜年0.70%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等**（1）投資対象**

DJ-UBS商品指数の騰落率に償還価額等が連動する、外貨建ての証券（指数連動債または指数連動証券等（以下「仕組債等」といいます。））を主要投資対象とします。

（2）投資態度

投資にあたっては、複数の発行体が発行する仕組債等に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する仕組債等へは投資できない場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

DJ-UBS商品指数の著作権等について

「Dow Jones[®]」、「DJ」、「UBS」、「Dow Jones- UBS Commodity IndexSM」および「DJ- UBSCISM」は、Dow Jones & Company, Inc.またはUBS AGが保有しているサービス・マークであり、一定の目的のために、野村アセットマネジメントおよびその一定の関係会社に使用が許諾されているものです。

当ファンドについては、Dow Jones & Company, Inc.（以下「Dow Jones」といいます。）、UBS AG、UBS Securities LLC（以下「UBS Securities」といいます。）、またはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、支援行為、奨励行為、販売行為、販売促進行為を何ら行っていません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、明示的であるか黙示的であるかを問わず、当ファンドの保有者もしくは取引者または公衆のいかなる者に対しても、一般的な有価証券もしくはコモディティへの投資または当ファンドへの投資が望ましいかどうかについて、一切の表明または保証を行いません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社と野村アセットマネジメントとの間の関係は唯一、一定の商標、商号およびサービス・マークならびにDJ- UBSCIの使用を許諾することのみであり、DJ- UBSCIは、野村アセットマネジメントまたは当ファンドとは無関係に、UBS Securitiesと共同でDow Jonesが決定、構成、算出するものです。Dow JonesおよびUBS Securitiesは、DJ- UBSCIの決定、構成または計算に際し、野村アセットマネジメントまたは当ファンドの保有者の要望を満たす義務を負いません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、当ファンドの設定の時期、価額もしくは数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算について責任を負わず、また参加していません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、当ファンドの管理、販売または取引関連を含み、又、それらに限定することなく、当ファンドの受益者等に対しいかなる義務または責任を負いません。上記にかかわらず、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社は、野村アセットマネジメントによって設定される当ファンドと無関係ではありますが、当ファンドと類似し、競合し得る金融商品を独自に発行し、またはスポンサーとなることがあります。さらに、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社は、コモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物（Dow Jones – UBS Commodity IndexおよびDow Jones- UBS Commodity Index Total Returnを含む。）ならびにコモディティ、コモディティ指数およびコモディティ先物のパフォーマンスに連動するスワップ、オプションおよび派生商品を積極的に取引しています。このような取引がDow Jones – UBS Commodity Indexの数値や当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

本書は当ファンドにのみ関係するものであり、Dow Jones- UBS Commodity Indexを構成している、取引所で取引される実際のコモディティには関係しません。当ファンドの投資者は、Dow Jones- UBS Commodity Indexに先物契約が含まれることについて、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社が、その先物契約または取引所で取引される実際のコモディティに対する投資を推奨しているものと判断すべきではありません。Dow Jones- UBS Commodity Indexの構成内容に関する本書の情報は、一般に提供されている文書のみをその出典としています。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、当ファンドに関連して、Dow Jones- UBS Commodity Indexの構成内容についてデューデリジェンス上の調査を行っていません。Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、Dow Jones- UBS Commodity Indexの構成に関して一般に提供されている文書またはその他の一般に提供されている情報（Dow Jones- UBS Commodity Indexを構成する先物取引の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みますが、これに限定しません。）が正確または完全であるとの、いかなる表明も行っていない。

Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、Dow Jones- UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの正確性、完全性を保証しておらず、またDow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、Dow Jones- UBS Commodity Indexに関する誤り、不作為または障害について責任を負いません、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、Dow Jones- UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの利用により野村アセットマネジメント、当ファンドの保有者またはその他のいかなる者もしくは法人が被る結果について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行いません、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、明示的であるか黙示的であるかを問わずいかなる保証も行わず、かつDow Jones- UBS Commodity Indexまたはこれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Dow Jones、UBS AG、UBS Securitiesまたはそれぞれの子会社もしくは関連会社のいずれも、例えその可能性につき通知されていたとしても、いかなる利益の喪失または間接的、懲罰的、特殊もしくは必然的な損害や損失についても責任を負いません、Dow Jones、UBS Securitiesおよび野村アセットマネジメントの間の契約または取決めによって、UBS AG以外に利益を得る者は存在しません。

44 野村コモディティ投信（S&P GSCI商品指数）FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、「S&P GSCI商品指数」が表す世界の商品（コモディティ）市況全体について、その中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

当ファンドでは、S&P GSCI商品指数を円換算したものを運用にあたって参照する指標とします。この指標は、S&P GSCI商品指数を委託者が独自に円換算したものです。

*当ファンドでは、「S&P GSCITM商品指数」を「S&P GSCI商品指数」といいます。

(B) 信託期間

無期限（平成18年7月25日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.735%（税抜年0.70%）の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

S&P GSCI商品指数の騰落率に償還価額等が連動する、外貨建ての証券（指数連動債または指数連動証券等（以下「仕組債等」といいます。））を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

投資にあたっては、複数の発行体が発行する仕組債等に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する仕組債等へは投資できない場合があります。

仕組債等の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

S&P GSCI 商品指数の著作権等について

「スタンダード・プアーズ」、「S&P」はスタンダード・プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して使用許諾が与えられています。当ファンドはスタンダード・プアーズによって支持・推奨・販売・販売促進されるものでなく、スタンダード・プアーズは当ファンドへの投資適合性について何ら表明するものではありません。

当ファンドは、スタンダード・プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、推奨、販売又は販売促進されるものではありません。S&Pは、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、S&P GSCIに関する投資について、もしくは当ファンドに関して、明示的にも暗示的にも、表明、条件付け、又は保証するものではありません。S&Pの野村アセットマネジメントに対する唯一の関係は、S&P及びS&P GSCIの商標についての利用許諾を与えることであります。S&Pは、S&P GSCIに関する決定、作成及び計算において、野村アセットマネジメント又は当ファンドの所有者の要求等を考慮に入れずに行います。S&Pは、当ファンドの販売に関する時期、価格の決定、又は当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。S&Pは、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務又は責任を負うものではありません。

S&Pは、S&P GSCIの計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S&Pは、S&P GSCIに含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S&Pは、S&P GSCI又はそれらに含まれるデータの使用により、ライセンサー、当ファンドの所有者又は他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。S&Pは、S&P GSCI又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはありません。

なお、GSCI（そのサブ・インデックスを含む）はゴールドマン・サックス社又はその関連会社によって所有・支持・承認されるものではありません。

45 野村世界不動産投信マザーファンド

(A) ファンドの特色

この投資信託は、世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(B) 信託期間

無期限（平成17年7月28日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	アイエヌジー クラリオン リアル エステート セキュリティーズ エルエルシー

(D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

（1）投資対象

世界各国のREITを主要投資対象とします。

（2）投資態度

REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安

分析などにより投資銘柄を選別します。

REITの組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ING Clarion Real Estate Securities, LLC（アイエヌジークラリオンリアルエスレートセキュリティーズエルエルシー）に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

46 野村世界REITマザーファンド

(A) ファンドの特色

この投資信託は、世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(B) 信託期間

無期限（平成18年10月4日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ラサール インベストメント マネジメント（セキュリティーズ）エル ビー ラサール インベストメント マネジメント セキュリティーズ ビー ブイ

(D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

世界各国のREITを主要投資対象とします。

(2) 投資態度

REITへの投資にあたっては、個別REITの分析（キャッシュフロー予想、リスクプレミアム分析、バリュエーション分析等）および不動産市場の分析等によりポートフォリオを構築します。

REITの組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

LaSalle Investment Management (Securities) , L.P.（ラサールインベストメントマネジメント（セキュリティーズ）エルビー）およびLaSalle Investment Management Securities B.V.（ラサールインベストメントマネジメントセキュリティーズビーブイ）に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの直接利用は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

47 ノムラ-CBRE グローバルリート マザーファンド

(A) ファンドの特色

この投資信託は、世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(B) 信託期間

無期限（平成19年2月21日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	シービー・リチャードエリス・グローバル・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシー

(D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

世界各国のREITを主要投資対象とします。

(2) 投資態度

REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別します。

REITの組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

CB Richard Ellis Global Real Estate Securities, LLC（シービー・リチャードエリス・グローバル・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシー）に当ファンドのREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの直接利用は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

48 グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、グローバル・アセット・モデル・ファンドマザーファンドの受益証券を主要投資対象¹とし、日本円の短期金利水準²を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

1 ファンドは、「グローバル・アセット・モデル・ファンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

2 ファンドは日本円1ヵ月LIBORをベンチマークとします。

(B) 信託期間

無期限（平成18年7月25日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

ファンドの信託報酬の総額は、次の(1)の基本報酬額に、(2)の成功報酬額を加算して得た額とします。

(1)基本報酬額：ファンドの純資産総額に対し、年0.945%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た金額とします。

(2)成功報酬額：毎営業日に、当該営業日の成功報酬額控除前基準価額がその時点のハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に20%を乗じて得た額（円未満は切り捨てるものとします。なお、消費税等相当額が別途かかります。）に、当該営業日の受益権口数を乗じて得た額とします。ハイ・ウォーターマークは過去の成功報酬計上時のハイ・ウォーターマーク（設定当初は1万円）に円短期金利^{*}を日割り計上した額を加算して決定されます。

^{*}円短期金利は毎営業日（この信託の当初設定日前日を含みます。）において入手しうるロンドンにおいて公表された日本円1ヵ月LIBORの直近値とし、当該営業日の翌日以降適用するものとします。なお、当該円短期金利の下限は零とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドに係る監査費用等をファンドから支弁します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

内外の短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、世界主要国の株価指数先物取引および債券先物取引を実質的な主要取引対象とし、為替予約取引等も積極的に活用します。

(2) 投資態度

主として内外の短期有価証券に投資し安定した収益の確保を目指すとともに、世界主要国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の積極的な活用により日本円の短期金利水準を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

有価証券先物取引等および為替予約取引等の活用にあたっては、Global Tactical Asset Allocation（グローバルな戦術的資産配分、GTAA）モデル及びTactical Currency Allocation（戦術的通貨配分、TCA）モデルに基づき、市場データの精緻な分析により、推定される均衡水準から時価が乖離している資産・通貨に係るデリバティブ等を売買し、時価が均衡水準に収斂する過程での収益を獲得することを目指します。

Global Tactical Asset Allocation（GTAA）モデル及びTactical Currency Allocation（TCA）モデルは、ファースト・クオドラント社の開発した運用モデルです。

資産配分については、世界主要国の株式・債券市場の中から流動性が高いと判断される市場を対象に、均衡水準より割安と判断される資産に係る有価証券先物取引等の買い建てによるロング・ポジションを、均衡水準より割高と判断される資産に係る有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションを構築し、収益の獲得を目指すことを基本とします。

通貨配分については、資産配分とは独立した通貨配分戦略により為替予約取引等を積極的に活用し、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的、代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を追求する目的（ヘッジ目的外）で活用し、均衡水準より割高と判断される通貨は当該通貨のヘッジ目的外での売予約によるショート・ポジションを構築し、均衡水準より割安と判断される通貨については買予約等によるロング・ポジションを構築することを基本とします。なお、為替予約取引等のヘッジ目的外での使用については、買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

49 GSグローバル・マーケット・ストラテジーF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、GSグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンドへの投資を通じて、計量モデルにより、株式、債券、通貨等を投資対象とした複数のロング・ショート戦略を組合わせて運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

債券および株式については、より低い取引コストで、かつより高い流動性を保ったまま現物への投資と同様の経済的効果をあげることを目的として、先物取引、デリバティブ取引等を積極的に利用します。

1ヵ月円LIBORをベンチマークとします。

ファンドは、「GSグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成18年7月25日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAM ニューヨーク）

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜年0.85%）を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

また、上記の信託報酬（本（D）において「基本報酬」といいます。）に加えて、ある営業日の基準価額（基本報酬控除後および成功報酬控除前）が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して21%（税抜20%）の割合の成功報酬を受領します。ある営業日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の営業日（あるいは信託設定日、以下に同じ）におけるハイ・ウォーターマーク（信託設定日の場合は1口=1万円）+1ヵ月円LIBOR（直前の営業日からの期間率、日割り計算）とします。ある営業日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該営業日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額（基本報酬および成功報酬控除後）とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を含む世界の株式・債券および円短期金融商品(株式指数先物取引、債券先物取引等を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

計量モデルにより、株式、債券、通貨等を投資対象とした複数のロング・ショート戦略を組合わせて運用を行います。債券および株式については、より低い取引コストで、かつより高い流動性を保ったまま現物への投資と同様の経済的効果をあげることを目的として、先物取引、デリバティブ取引等を積極的に利用します。

1ヵ月円LIBORをベンチマークとします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに、株式、債券および通貨の運用(デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。

(3) 主な投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

50 メロン・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、主としてメロン・ダイナミック・マザーファンド（「以下、マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、日米の短期国債へ投資しつつ、世界の債券、株式および通貨のロング・ショート戦略による運用を行い、信託財産の中長期的成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

1カ月円LIBORを上回る運用成果（信託報酬等控除前）を目指します。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成19年4月12日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。

純資産総額が500億円未満の部分 年1.05%（税抜1.00%）

純資産総額が500億円以上の部分 年0.9975%（税抜0.95%）

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

内外の債券を実質的な主要投資対象とし、有価証券先物取引等の派生商品取引を実質的な主要取引対象とします。

(2) 投資態度

主として日米の短期国債へ投資しつつ、世界の債券、株式および通貨のロング・ショート戦略を組み合わせます。

債券ロング・ショート戦略においては、主要国の債券先物（シティグループ世界国債指数を構成する市場）への投資を行います。

株式ロング・ショート戦略においては、主要国の株価指数先物（MSCI世界株式指数を構成する市場）への投資を行います。

通貨ロング・ショート戦略においては、一般的に流動性が高いと考えられる主要先進国通貨の為替取引を通じて、運用資産の中長期的成長をはかります。

マザーファンドにおける外貨建ての現物資産への投資にあたっては、為替変動リスクを回避するため原則フルヘッジとします。

1カ月円LIBORをベンチマークとし、これを上回る運用成果を得ることを収益目標とします。

メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションに、債券、株式および通貨の運用の指図に関する権限（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）を委託します。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

51 FX コンセプツ・グローバル・カレンシー・ストラテジー・ファンドF

(A) ファンドの特色

ファンドは、世界各国の為替スポット取引、フォワード取引等を活用し、1ヵ月円LIBORを上回るリターンを目指します。

投資はクオンツ分析に基づくモデル・ドリブン・アプローチであるGlobal Currency Programに沿って行われます。

ファンドはオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国投資信託です。

(B) 信託期間

無期限（平成20年10月16日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
副投資顧問会社	FX コンセプツ（バミューダ）リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行、管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等**(1) 投資顧問報酬**

投資顧問会社は基本報酬として、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に年率1.00%を乗じて計算した金額をファンドから各四半期毎に受領します。

また、基本報酬に加え、成功報酬として以下に規定する金額をファンドから各四半期毎に受領します：毎営業日に、当該営業日の成功報酬額控除前基準価額が、その時点のハイ・ウォーターマークにハードル価格を加算した額を越えた場合には、その超過額に20%を乗じて得た額とします。

ある営業日におけるハイ・ウォーターマークは、過去の成功報酬計上時の成功報酬額控除後基準価額（設定当初は1万円）と、過去の成功報酬計上日以降の追加設定・一部解約を行った日の基準価額を加重平均させて決定された額とします。

ある営業日におけるハードル価格は、過去の成功報酬計上日以降、当該営業日までの間の1ヵ月円LIBORを日割り計算して得た額を累計した額とします。

なお、投資顧問報酬には、副投資顧問報酬が含まれます。

（２）受託報酬

受託会社は管理報酬として、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に対し、年率0.02%を乗じて得た金額をファンドから各四半期毎に受領します。

（３）保管報酬等

保管受託銀行は、管理事務代行会社としての報酬と合わせて、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に対し、年率0.20%を乗じて得た金額をファンドから各四半期毎に受領します。ただし、年間最低報酬額は2,000,000円とします。

（４）その他

ファンドにかかる事務処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用、郵送費用等を含みます）で、ファンドより実費にて支払われます。

ファンドは設立に係る費用を負担し、5年間で償却します。

（E）投資方針等

（１）投資目的

ファンドは、世界各国通貨の為替スポット取引、フォワード取引等を活用し、1ヵ月円LIBORを上回るリターンを目指します。

（２）投資方針

投資はクオンツ分析に基づくモデル・ドリブン・アプローチであるGlobal Currency Programに沿って行われます。ファンドのターゲット・ボラティリティは約6%に設定されます。市場動向や資金動向その他の要因によっては、投資方針に従った運用ができない場合があります。

Global Currency Programは以下の投資方針によっています：

エマージング通貨を含めた、市場で取引可能なあらゆる通貨に投資します。幅広い通貨に分散投資を行うことで、特定の通貨の動きに左右されない、強固なポートフォリオの構築を目指します。

ポートフォリオの構築に当たっては、通貨毎に対米ドルでの期待リターンとリスクを予測し、ポートフォリオ全体のターゲット・リターン及びリスクに沿うよう、最適化を実施します。

通貨の期待リターンとリスクは、トレンドの予測と金利差から算出されます。日々通貨の値動きをモデルに入力することで将来の為替トレンドを予測し、また為替先物相場の水準を入力することで、為替相場に織り込まれた通貨間の金利差を算出します。

ポートフォリオ構築にあたって、対米ドルで算出された期待リターンやリスクは、その他の通貨との関係を考慮して調整されます。

市場データはモデルに毎日更新され、ポートフォリオは日次でリバランスされます。

ポートフォリオのリスクは徹底的に管理されます。ポートフォリオのターゲット・リスクは毎日モニターされており、また通貨毎のポジション上限が決められております。レバレッジは保守的にコントロールされております。

(3) 主な投資制限

投資対象は、為替予約等のデリバティブ取引を中心とした金融派生商品及び、債券、預金、株式を中心とした金融商品に限定します。

ファンドの資産の50%以上は有価証券に投資するものとします。

不動産、商品等への投資は致しません。

ファンドによる有価証券の元引き受けもしくは引き受けは行いません。

有価証券（現物に限る。）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額は純資産総額を超えないものとします。

原則として純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。

52 GMO グローバル・タクティカル・ファンドF

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として短期国債等の短期金融市場商品に投資しつつ、世界の株式や債券、通貨、商品等に関するデリバティブ取引を利用して、円短期金利を上回るリターンの獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国投資信託です。

ファンドは1ヵ月LIBORをベンチマークとします。

(B) 信託期間

無期限（平成20年10月16日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	GMO・オーストラリア・リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行、管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等**(1) 投資顧問報酬及び成功報酬**

投資顧問会社は、投資顧問報酬として、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に年1.00%の料率を乗じて得た金額を、ファンドから四半期毎に受領します。

投資顧問会社は成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから四半期毎に受領します。

・成功報酬算出日に、「成功報酬控除前基準価額」が目標基準価額¹を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

$$1 \text{ 目標基準価額} = (1 + \text{日次目標リターン・レート}^2)^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$$

$$2 \text{ 日次目標リターン・レート} = (1 + \text{目標リターン・レート}^3)^{1/360} - 1$$

3 目標リターン・レートは1ヵ月物円LIBORとします。

・基本基準価額は、最初の成功報酬算出日までの期間は1ユニットあたり10,000円とし、それ以降の期間は以下のいずれかを当該成功報酬算出日の翌日より適用します。

1. 「成功報酬控除前基準価額」 > 「目標基準価額」の場合は、成功報酬算出日における成功報酬控除後基準価額

2. 「成功報酬控除前基準価額」 < 「目標基準価額」の場合は、成功報酬算出日における目標基準価額

(2) 受託報酬

受託会社は、受託報酬として、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に対し、年率0.02%を乗じて得た金額をファンドから四半期毎に受領します。

（3）保管報酬及び管理事務代行報酬

保管受託銀行は、管理事務代行会社としての報酬と合わせて、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額に対し、年率0.20%を乗じて得た金額をファンドから四半期毎に受領します。ただし、年間最低報酬額は2,000,000円とします。

（4）その他

ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、その他ファンドにかかる費用を負担します。

ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、5年間にわたり償却します。

（E）投資方針等

（1）投資目的

ファンドは、主として短期国債等の短期金融市場商品に投資しつつ、世界の株式や債券、通貨、商品等に関するデリバティブ取引を利用して、円短期金利を上回るリターンを獲得を目指します。

（2）投資態度

定量的な投資手法を用いて、株式や債券、通貨、商品のエクスポージャーを戦略的に変更します。

最適化プロセスを経ることにより、ファンドのリスクを適切にコントロールします。

投資環境の変化や独自の調査分析結果などを踏まえて、新たな戦略の追加や戦略の変更を機動的に行います。

1ヶ月円LIBORを運用上のベンチマークとします。

市況動向やその他の要因によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

金融商品取引法に規定されている有価証券への投資は、信託財産の50%以上とします。

不動産の購入は行いません。

資金の借り入れは原則、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の5%以下とします。

流動性の低い資産への投資は、原則として行いません。

53 JPM日本株マーケットニュートラルF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMニッポン・ニュートラル・マザーファンド（適格機関投資家限定）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行います。

なお、有価証券に直接投資することもあります。

ファンドは、マザーファンドを通じて、割安な日本株式を買うと同時に、割高な日本株式を売り建てるマーケット・ニュートラル戦略によって、市場環境に影響されにくい収益の獲得を目指します。

ファンドのベンチマークを円CD3ヶ月物とし、これに対し超過収益を獲得することを目指します。

(B) 信託期間

無期限（平成15年5月22日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.0395%（税抜0.99%）を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資目的

ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行います。

主として、割安な日本株式を買うと同時に、割高な日本株式を売り建てるマーケット・ニュートラル戦略によって、市場環境に影響されにくい収益の獲得を目指すマザーファンド受益証券に投資します。

(2) 投資方針

主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

マザーファンドを通じて、以下の運用を行います。

割安な日本株式を買うと同時に、割高な日本株式を売り建てるマーケット・ニュートラル戦略によって、市場環境に影響されにくい収益の獲得を目指します。

ファンドのベンチマークを円CD3ヶ月物とし、これに対し超過収益を獲得することを目指します。

株式の売建では主として信用取引により行います。

原則として割安銘柄のロングポジションと割高銘柄のショートポジションを概ね同額保有します。

セクターニュートラル（「JPM日本株式ストラテジー」のセクター分類でロングとショートの金額を概ね同額に維持）及びリスク・ファクターニュートラル(BARRA社によるリスク・ファクターの内主要な指標の値を概ねゼロ近辺に維持)を基本とし、リスクを抑えた運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（これを「実質」投資額といいます。以下同じ）が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券の実質買付けおよび有価証券先物取引等による実質買建て（ロングポジション）の総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信用取引による有価証券の売建ておよび有価証券先物取引等による実質売建て（ショートポジション）の総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

54 住信 日本株式アナリストLS・F（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として、住信日本株式アナリストLS マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、投資魅力度が高いと判断される銘柄群を買い付ける（ロング）一方で、当該銘柄群に比較して相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群については売付（ショート）を行い、株式市場全体の騰落の影響を極力抑制しながら、投資信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

(B) 信託期間

無期限（平成21年8月13日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	住信アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年0.7875%（税抜年0.75%）を乗じて得た額とします。

その他、監査費用、証券取引に伴う手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息等がかかります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

マザーファンドの受益証券を通じて、実質的にわが国の取引所に上場されている株式への投資を行います。

(2) 投資方針

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

マザーファンドに対しては住友信託銀行株式会社が投資助言を行います。

マザーファンドの受益証券を通じて、以下の運用を行います。

- ・主として、わが国の株式の中から、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付を行うことで、その銘柄群間で生じる騰落率の格差を主な収益源泉として追求します。
- ・銘柄毎の投資魅力度の判断に際しては、原則として同一業種内における銘柄間で相対的な比較を行い、原則として同一業種内においてポジションがロングあるいはショートの方に極端に偏らないよう留意します。
- ・上記の運用を行うにあたっては、アナリストによる短期的な企業業績に関するコンセンサス変化の予測や、中期的な利益成長性についての評価に基づき、銘柄選定を行います。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

(3) 主な投資制限

株式への実質純投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の - 10% から + 10% までの範囲内とします。

「実質純投資割合」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額と、マザーファンドの投資信託財産におけるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額を、投資信託財産の純資産総額で除して得た割合をいい、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるロングポジションの時価総額とショートポジションの時価総額を差引して得られる額の割合を乗じて得た額をいいます。

株式への実質総投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額に100分の110の率を乗じて得られる額以下とします。

「実質総投資額」とは、投資信託財産におけるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる額と、マザーファンドの投資信託財産におけるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額をいい、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるロングポジションの時価総額にショートポジションの時価総額を加算して得られる額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引による同一銘柄の株式の売付は、当該売付に係る建て玉の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該売付に係る建て玉の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ベンチマークについて

指定投資信託証券のうち、各FBおよび各FDは、各インデックスの円換算ベースの指数（各委託会社が日々の為替レートを乗じて円換算した指数を含む）をベンチマークとします。

東証株価指数（TOPIX）およびTOPIX（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

ラッセル野村中小型インデックス（配当込み）、Russell/Nomura Small Capインデックス、Russell/Nomura Small Capインデックス（配当込み）、Russell/Nomura Small Cap Growthインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

MSCI-KOKUSAI指数（MSCIコクサイ（日本を除く世界）インデックス）、MSCI ヨーロッパ インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み）（MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み））、MSCIパシフィック・フリー・インデックス（日本を除く）は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

S&P500株価指数（S&P500種株価指数）は、スタンダード&プアーズ社が公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ社に帰属しております。

パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index）およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建て、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

UBSオーストラリア債券インデックス（UBS Australian All Maturities Composite Bond Index）は、UBS AGが管理・公表している、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としたインデックスです。UBSオーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利はUBS AGに帰属しております。

BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch US High Yield Master Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch Euro High Yield Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、ユーロ建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

BofA・メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス（BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index）は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。（野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。）

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル）（JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Global）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（JP Morgan GBI-EM Global Diversified）は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

指定投資信託証券の委託会社等について

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年（1971年）	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
昭和60年（1985年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成2年（1990年）	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
平成7年（1995年）	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
平成13年（2001年）	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
平成18年（2006年）	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成20年（2008年）	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

昭和60年（1985年）12月	東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
昭和62年（1987年）2月	投資顧問業者として登録
同年6月	投資一任業務認可取得
平成3年（1991年）4月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年（1998年）5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業者として登録

キャピタル・インターナショナル株式会社

昭和61年（1986年）3月	キャピタル・インターナショナル株式会社設立
昭和62年（1987年）3月	投資顧問業の登録
同年9月	投資一任業務の認可取得
平成18年（2006年）2月	投資信託委託業務の認可取得
平成19年（2007年）9月	金融商品取引業登録
平成20年（2008年）7月	キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

インベスコ投信投資顧問株式会社

昭和58年（1983年）	東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始
昭和62年（1987年）	投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得
平成2年（1990年）	インベスコ投信株式会社を設立

平成8年(1996年)	投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成10年(1998年)	エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年（1996年）2月6日	会社設立
平成14年（2002年）4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社にゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に變更

アムンディ・ジャパン株式会社

昭和46年（1971年）11月22日	山一投資カウセリング株式会社設立
昭和55年（1980年）1月4日	山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる
平成10年（1998年）4月1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
平成16年（2004年）8月1日	りそなアセットマネジメントと合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う
平成22年（2010年）7月1日	クレディ・アグリコルアセットマネジメントと合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

昭和60年（1985年）12月10日	（株）シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年（1991年）12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年（1997年）4月1日	シュローダー投信株式会社と（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年（2007年）4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を變更

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

平成8年4月1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社 設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）5月12日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
平成10年（1998年）6月30日	投資顧問業の登録
平成11年（1999年）2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
平成11年（1999年）12月9日	証券投資信託委託業の認可
平成12年（2000年）8月1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録

アライアンス・バーンスタイン株式会社

平成 8年10月28日	アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
平成 8年12月 3日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成11年12月 9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成12年 1月 1日	商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更
平成18年 4月 3日	商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に変更

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社設立
平成10年10月1日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社業務開始
平成20年7月1日	グループ会社ステート・ストリート信託銀行より資産運用部門を営業譲受 現社名ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に社名変更

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
平成12年5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に 変更
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録 関東財務局長（金商）第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に 変更

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和60年（1985年）6月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立
平成2年（1990年）2月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド に社名変更

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

昭和61年（1986年）11月	エーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立
昭和62年（1987年）1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更
平成9年（1997年）2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更
平成13年（2001年）7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社に名称変更
平成20年（2008年）4月	AIGインベストメンツ株式会社に名称変更
平成21年（2009年）12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

昭和62年2月10日	モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立
昭和62年3月31日	投資顧問業登録
昭和62年9月9日	投資一任業務認可
平成7年8月1日	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号変更

平成7年9月14日
平成22年7月5日

投資信託委託業の免許取得
事業の一部をインベスコ投信投資顧問株式会社に譲渡

MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.

2000年6月20日

ルクセンブルグにおけるファンド運用会社として「MFS インベストメン
ト・マネジメント・カンパニー（LUX） S.A.」設立、登記。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

平成10年（1998年）

会社設立

住信アセットマネジメント株式会社

昭和61年（1986年）11月1日

住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年（1987年）2月20日

投資顧問業の登録

昭和62年（1987年）9月9日

投資一任契約に係る業務の認可

平成2年（1990年）10月1日

住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年（1999年）2月15日

住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年（1999年）3月25日

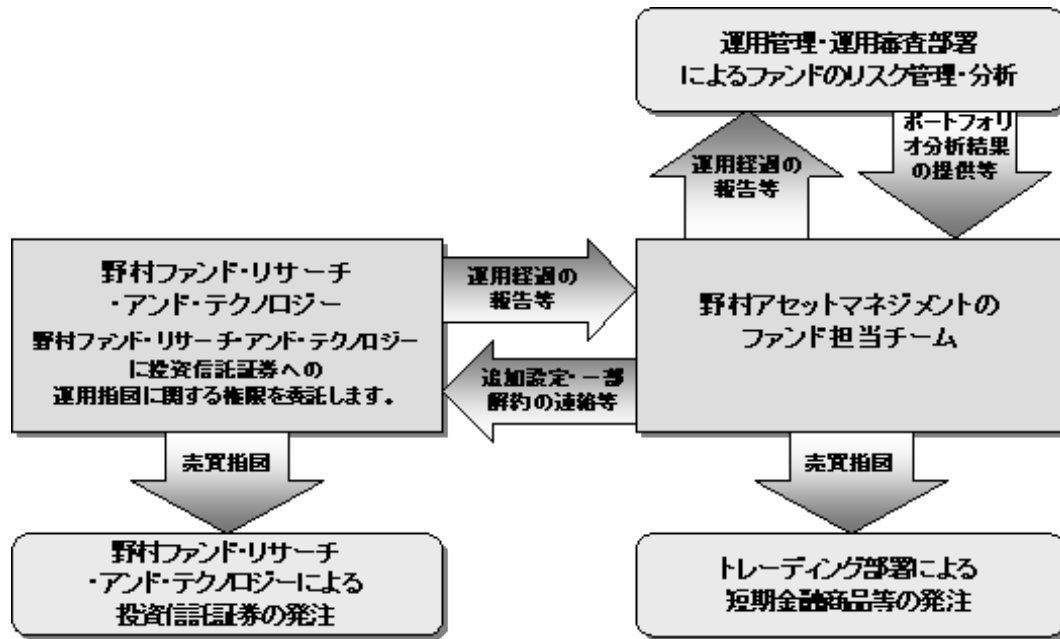
証券投資信託委託業の認可

平成19年（2007年）9月30日

金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

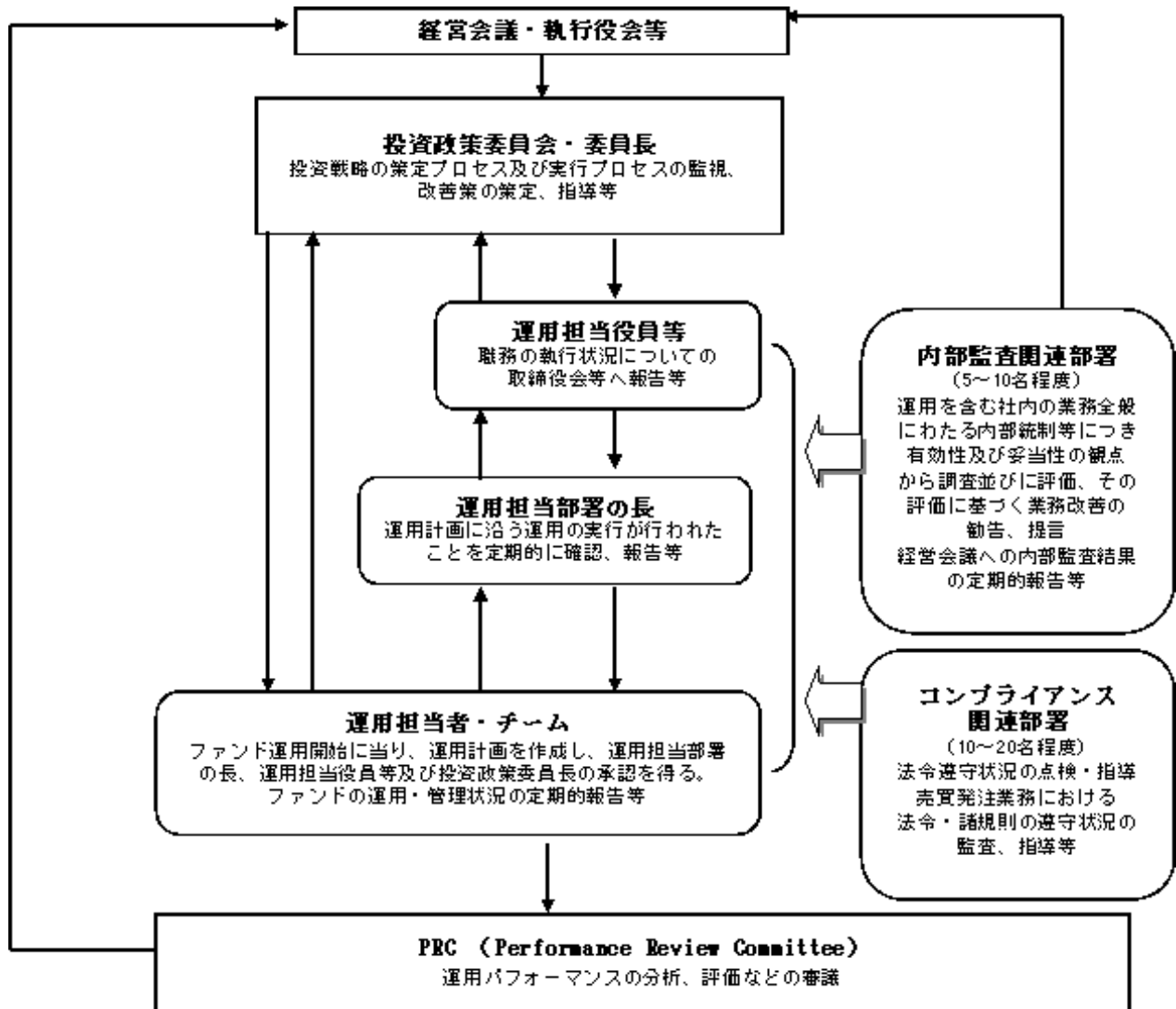
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成22年10月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドの決算日

原則として毎年1月および7月の各20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

直接投資する外貨建資産への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

為替予約の利用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

為替予約の利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ(約款第37条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価

証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるわが国の小型株の株価変動は、わが国の株式市場全体の動きと異なる場合があります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[商品（コモディティ）市況変動リスク]

ファンドは実質的に商品に対するエクスポージャーを持ちますので、商品（コモディティ）市況変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち外国の株式・債券・REITに実質的に投資する投資信託証券および商品に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[代替手法に関するリスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち「マクロ戦略」を用いる投資信託証券は、実質的に株価指数先物取引、債券先物取引、為替予約取引等を積極的に活用しますので、株価変動、債券価格変動、為替変動の影響を受けます。

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち「株式市場中立戦略」を用いる投資信託証券は、日本の株式を対象とした、株式市場全体の変動の影響を抑えつつ絶対収益の獲得を目指しますが、変動の影響を全く排除できるものではなく、また個別銘柄固有の要因による株価変動の影響を受ける場合もあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドおよびファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、資産規模が小さく流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

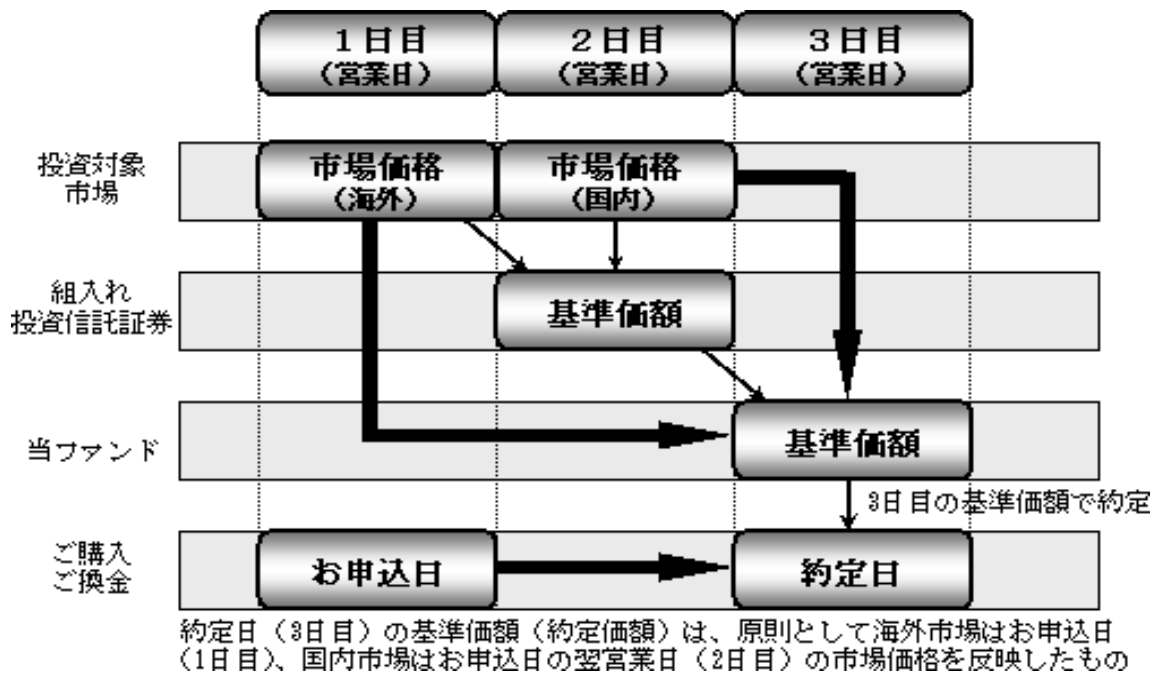
REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

投資方針に記載の資産クラス・種別の分類方法や参考配分比率は、ファンドの中長期的な運用に資するために、見直しを行なう場合があります。また、将来的に新たな代替資産に対するエクスポージャーを持つ投資信託証券や新たな代替手法による運用を行なう投資信託証券等が指定投資信託証券となった場合には、上記の基準価額の変動要因に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご留意ください。

< 基準価額の算出イメージ図 >



委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

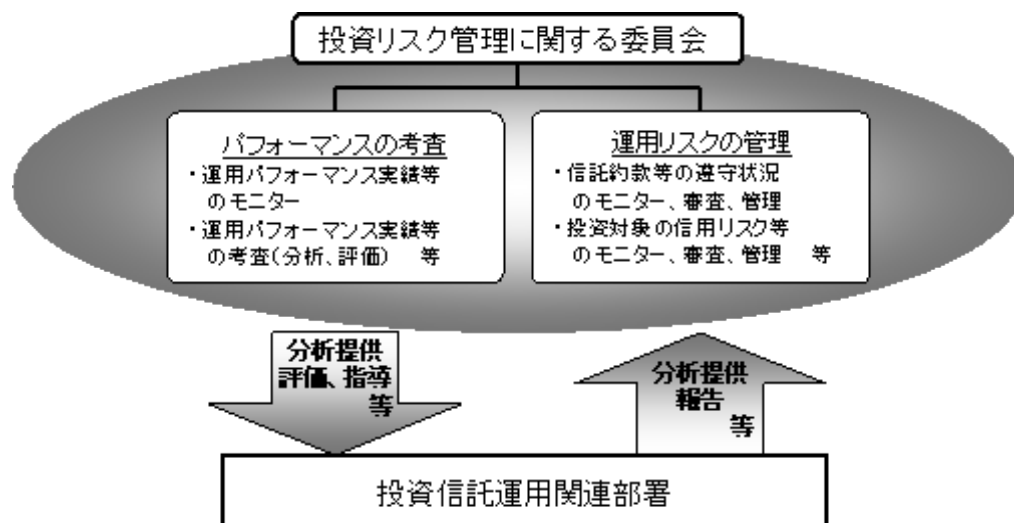
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成22年10月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.15%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の120.75（税抜年10,000分の115）の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

< 信託財産の純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
500億円以下の部分	年10,000分の62	年10,000分の50	年10,000分の3
500億円超の部分	年10,000分の63	年10,000分の50	年10,000分の2

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、信託報酬支払いのときならびに信託終了のときに支払うものとし、その報酬額は信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
1000億円以下の部分	年0.285%
1000億円超の部分	年0.265%

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）
ノムラ・ジャパン・オープンF	0.90825%（税抜0.865%）
ストラテジック・バリュー・オープンF	0.63%（税抜0.60%）
JPMジャパン50・オープンF	0.8505%（税抜0.81%）
東京海上日本成長株ファンドF	0.609%（税抜0.58%）
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF	0.60375%（税抜0.575%）
野村日本小型株ファンドF	0.8715%（税抜0.83%）
JF中小型株オープンF	0.924%（税抜0.88%）
インベスコ 日本中小型成長株オープンF	0.7455%（税抜0.71%）
GS 計量日本小型株ファンドF	0.67725%（税抜0.645%）
アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF	0.945%（税抜0.90%）
野村海外株式ファンドFB	0.8925%（税抜0.85%）
ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB	0.86625%（税抜0.825%）
ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドFB	0.8715%（税抜0.83%）
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB	0.7875%（税抜0.75%）

ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB	0.91875%（税抜0.875%）
UBS海外株式ファンドFB	0.9765%（税抜0.93%）
MFS欧州株ファンドFB	0.7875%（税抜0.75%）
ノムラ・アバディーン新興国株ファンドFB	1.029%（税抜0.98%）
ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB	1.155%（税抜1.10%）
JPMエマージング株式フォーカスFB	0.9765%（税抜0.93%）
シュローダー・ワールド・エマージング・ファンドFB	0.9765%（税抜0.93%）
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信FB	0.9765%（税抜0.93%）
ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.3885%（税抜0.37%）
ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.7875%（税抜0.75%）以内
ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD	0.4725%（税抜0.45%）
ノムラ・AMP豪州債券ファンドFD	0.5775%（税抜0.55%）
野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	0.2625%（税抜0.25%）
ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	0.2625%（税抜0.25%）
ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD	0.2625%（税抜0.25%）
メロン米国コア・プラス債券ファンドFD	0.43575%（税抜0.415%）
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	0.3675%以内 + 成功報酬
ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.84%（税抜0.80%）
ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.6825%（税抜0.65%）
ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFD	0.9975%（税抜0.95%）
ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンドFD	0.9975%（税抜0.95%）
JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD	0.672%（税抜0.64%）
パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンドFD	0.525%（税抜0.50%）
野村エマージング債券ファンドFD	0.7875%（税抜0.75%）
JPMエマージング・ボンド・ファンドFD	0.525%（税抜0.50%）
モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープンFD	0.777%（税抜0.74%）
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD	0.84%（税抜0.80%）
MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンドFD	0.94%以内
野村コモディティ投信（DJ - UBS商品指数）FB	0.735%（税抜0.70%）
野村コモディティ投信（S&P GSCI商品指数）FB	0.735%（税抜0.70%）
野村世界不動産投信マザーファンド	-
野村世界REITマザーファンド	-
ノムラ・CBRE グローバルリート マザーファンド	-
グローバル・アセット・モデル・ファンドF	0.945%（税抜0.90%） +成功報酬
GSグローバル・マーケット・ストラテジーF	0.8925%（税抜0.85%） +成功報酬
メロン・ダイナミック・ファンドF	1.05%（税抜1.00%）以内
FX コンセプツ・グローバル・カレンシー・ストラテジー・ファンドF	1.22% + 成功報酬
GMO グローバル・タクティカル・ファンドF	1.22% + 成功報酬
JPM日本株マーケットニュートラルF	1.0395%（税抜0.99%）
住信 日本株式アナリストLS・F	0.7875%（税抜0.75%）

上記の信託報酬率は、平成22年10月15日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費

用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(成功報酬を除く)を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率(成功報酬を除く)について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.90% ± 0.10%程度

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成22年10月15日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

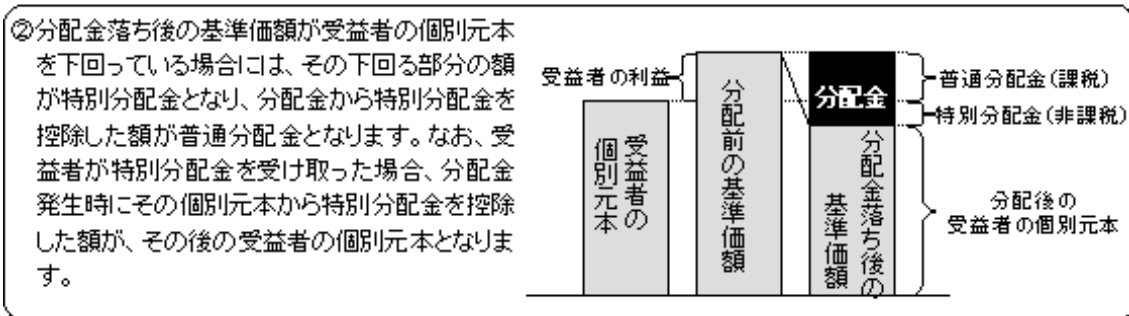
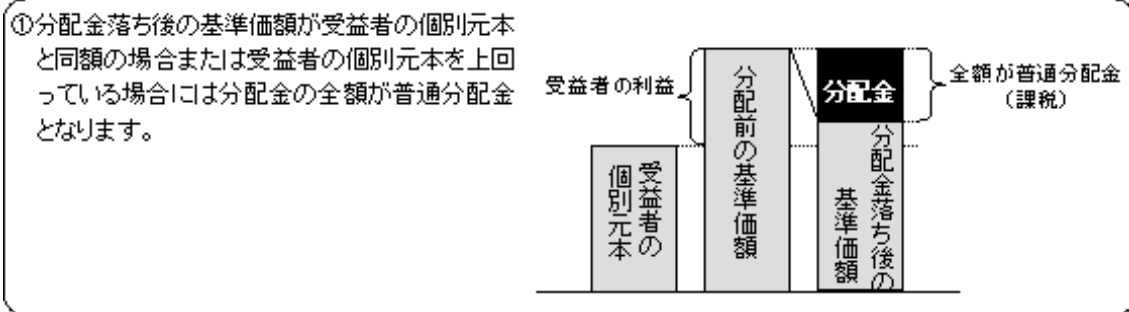
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%(税抜3.0%)以内 ¹	消費税等相当額
換金時 (解約請求制)	信託財産留保額	0.25% ²	

¹ 基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

² 基準価額に0.25%を乗じて得た額とします。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益(譲渡益) ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益(譲渡益) ² に対して10% ¹

¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

² 詳しくは前述の「換金(解約)時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成22年8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	34,585,043,034	84.87
	ケイマン	5,228,376,699	12.83
	ルクセンブルグ	390,885,426	0.95
	小計	40,204,305,159	98.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		544,384,806	1.33
合計(純資産総額)		40,748,689,965	100.00

<ご参考>

「野村世界不動産投信マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	3,467,342,800	2.21
	アメリカ	77,352,992,080	49.36
	カナダ	9,143,807,981	5.83
	イギリス	8,694,699,680	5.54
	フランス	10,398,721,633	6.63
	オランダ	3,133,711,227	1.99
	香港	2,911,648,309	1.85
	シンガポール	7,064,256,675	4.50
	オーストラリア	31,827,923,278	20.31
	ニュージーランド	520,654,387	0.33
	小計	154,515,758,050	98.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,171,233,286	1.38
合計(純資産総額)		156,686,991,336	100.00

「野村世界REITマザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	310,162,000	7.30
	アメリカ	2,385,178,463	56.18
	カナダ	104,260,956	2.45
	イギリス	257,181,576	6.05
	ドイツ	6,686,985	0.15
	フランス	229,075,778	5.39
	オランダ	117,264,640	2.76
	ベルギー	22,700,102	0.53
	香港	120,526,727	2.83
	シンガポール	93,385,458	2.19
	オーストラリア	553,704,871	13.04
	小計	4,200,127,556	98.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		45,029,999	1.06
合計(純資産総額)		4,245,157,555	100.00

「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	491,456,500	3.95
	アメリカ	6,632,356,133	53.38
	カナダ	545,080,725	4.38
	イギリス	923,114,781	7.43
	フランス	662,433,182	5.33
	オランダ	258,078,917	2.07
	ベルギー	10,740,445	0.08
	シンガポール	637,727,077	5.13
	オーストラリア	1,989,911,564	16.01
	ニュージーランド	26,673,251	0.21
	小計	12,177,572,575	98.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		246,039,281	1.98
合計(純資産総額)		12,423,611,856	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイ マン	投資信託 受益証券	FX コンセプツ・グ ローバル・カレン シー・ ストラテジー・ ファンドF	288,042	9,044	2,605,051,848	9,158	2,637,888,636	6.47
2	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - CBRE グ ローバルリート マザーファンド	5,715,040,820	0.4411	2,520,904,506	0.4522	2,584,341,458	6.34
3	ケイ マン	投資信託 受益証券	GMO グローバル・ タクティカル・ ファンドF	202,116	10,721	2,166,885,636	10,954	2,213,978,664	5.43
4	日本	投資信託 受益証券	野村コモディティ 投信（DJ-UBS商品 指数）FB （適格機関投資家 専用）	358,956	5,715	2,051,473,025	5,722	2,053,946,232	5.04

5	日本	投資信託 受益証券	野村コモディティ 投信（S&P GSCI商 品指数）FB （適格機関投資家 専用）	458,630	4,393	2,015,215,633	4,311	1,977,153,930	4.85
6	日本	投資信託 受益証券	野村世界不動産投 信マザーファンド	2,407,399,984	0.7699	1,853,457,248	0.7900	1,901,845,987	4.66
7	日本	投資信託 受益証券	メロン・ダイナミッ ク・ファンドF （適格機関投資家 専用）	223,058	8,355	1,863,654,051	8,347	1,861,865,126	4.56
8	日本	投資信託 受益証券	野村世界REITマ ザーファンド	3,281,828,233	0.4722	1,549,679,292	0.4822	1,582,497,573	3.88
9	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - インサイ ト欧州債券ファン ドFD （適格機関投資家 専用）	195,648	7,890	1,543,662,720	7,919	1,549,336,512	3.80
10	日本	投資信託 受益証券	グローバル・ア セット・モデル・ ファンドF （適格機関投資家 専用）	95,163	12,075	1,149,140,806	11,895	1,131,963,885	2.77

11	日本	投資信託 受益証券	JPM日本株マー ケットニュートラ ルF (適格機関投資家 専用)	94,307	11,241	1,060,104,987	11,161	1,052,560,427	2.58
12	日本	投資信託 受益証券	住信 日本株式アナ リストLS・F (適格機関投資家 専用)	104,004	10,015	1,041,600,060	10,080	1,048,360,320	2.57
13	日本	投資信託 受益証券	野村エマージング 債券ファンドFD (適格機関投資家 専用)	107,054	8,910	953,855,422	9,063	970,230,402	2.38
14	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - モンドリ アン海外債券ファ ンド (カスタムBM型) FD (適格機関投資 家専用)	95,123	9,414	895,487,922	9,436	897,580,628	2.20
15	日本	投資信託 受益証券	東京海上日本成長 株ファンドF (適格機関投資家 専用)	161,949	5,309	859,822,869	5,190	840,515,310	2.06
16	日本	投資信託 受益証券	JPMジャパン50・ オープンF (適格機関投資家 専用)	85,914	8,935	767,720,802	8,665	744,444,810	1.82

17	日本	投資信託 受益証券	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)	109,762	6,674	732,574,638	6,563	720,368,006	1.76
18	日本	投資信託 受益証券	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD (適格機関投資家専用)	75,665	9,190	695,402,209	9,221	697,706,965	1.71
19	日本	投資信託 受益証券	GS 計量日本小型株ファンドF (適格機関投資家専用)	92,577	7,211	667,646,808	6,952	643,595,304	1.57
20	日本	投資信託 受益証券	JPMエマージング・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)	101,817	6,007	611,631,962	6,139	625,054,563	1.53
21	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンドファンドFD (適格機関投資家専用)	70,754	8,710	616,332,433	8,671	613,507,934	1.50
22	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)	75,095	8,076	606,467,426	7,878	591,598,410	1.45

23	日本	投資信託 受益証券	野村日本小型株 ファンドF (適格機関投資家 専用)	55,555	10,753	597,435,692	10,425	579,160,875	1.42
24	日本	投資信託 受益証券	アムンディ・ター ゲット・ジャパン ・ファンドF (適格機関投資家 専用)	48,333	12,074	583,577,475	11,608	561,049,464	1.37
25	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - リバー ソース米国ハイ・ イールド bond ファンドFD (適格機関投資家 専用)	57,652	9,799	564,948,090	9,688	558,532,576	1.37
26	日本	投資信託 受益証券	ノムラ - AMP豪州 債券ファンドFD (適格機関投資家 専用)	66,089	7,826	517,212,514	7,949	525,341,461	1.28
27	日本	投資信託 受益証券	メロン米国コア・ プラス債券ファン ドFD (適格機関投資家 専用)	62,206	8,389	521,903,985	8,339	518,735,834	1.27
28	日本	投資信託 受益証券	キャピタル・イン ターナショナル・ ジャパン・ エクイティ・ファ ンド F (適格機関 投資家専用)	102,871	5,041	518,650,892	4,954	509,622,934	1.25

29	日本	投資信託 受益証券	シュローダー・ ワールド・エマ ージング・ ファンドFB（適格 機関投資家専用）	49,603	10,175	504,715,981	10,096	500,791,888	1.22
30	日本	投資信託 受益証券	UBS海外株式ファ ンドFB（適格機関 投資家専用）	62,963	7,937	499,737,331	7,552	475,496,576	1.16

<ご参考>

「野村世界不動産投信マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	14,839,800	915.45	13,585,111,233	952.43	14,133,891,489	9.02
2	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	1,117,604	5,994.45	6,699,430,685	6,804.54	7,604,784,698	4.85
3	アメリカ	投資証券	MACERICH CO /THE	1,903,619	2,805.70	5,340,985,351	3,409.45	6,490,311,312	4.14
4	オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	96,576,457	60.37	5,830,900,167	62.64	6,049,558,924	3.86
5	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO SE	362,533	14,999.47	5,437,803,945	15,689.04	5,687,795,644	3.63
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	683,566	6,581.30	4,498,756,196	7,590.95	5,188,916,147	3.31
7	アメリカ	投資証券	HIGHWOODS PROPERTIES INC	1,962,300	2,831.06	5,555,406,306	2,638.27	5,177,081,145	3.30
8	アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	2,007,700	2,723.67	5,468,327,517	2,539.33	5,098,226,493	3.25
9	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	6,199,824	834.18	5,171,800,183	800.18	4,961,037,166	3.16
10	アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS INC	1,285,500	3,038.24	3,905,658,548	3,495.71	4,493,735,719	2.86
11	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	983,000	3,707.11	3,644,089,523	4,261.82	4,189,372,992	2.67

12	シンガポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	29,306,100	119.01	3,487,780,503	127.73	3,743,429,336	2.38
13	カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	2,213,600	1,477.82	3,271,309,878	1,673.91	3,705,367,176	2.36
14	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	76,920,244	43.77	3,366,999,072	47.54	3,657,257,613	2.33
15	アメリカ	投資証券	UDR INC	2,066,975	1,315.49	2,719,103,933	1,715.72	3,546,355,307	2.26
16	アメリカ	投資証券	BRE PROPERTIES INC	1,021,300	2,686.47	2,743,693,036	3,404.38	3,476,899,013	2.21
17	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	391,757	6,611.74	2,590,197,934	8,698.68	3,407,771,601	2.17
18	フランス	投資証券	KLEPIERRE	1,063,128	2,921.85	3,106,300,865	2,596.30	2,760,209,166	1.76
19	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP	9,114,472	293.57	2,675,811,195	301.12	2,744,598,115	1.75
20	アメリカ	投資証券	NATIONWIDE HEALTH PTYS INC	815,020	3,000.18	2,445,213,875	3,231.03	2,633,360,264	1.68
21	香港	投資証券	LINK REIT	10,416,000	205.00	2,135,365,411	245.11	2,553,154,296	1.62
22	イギリス	投資証券	BRITISH LAND	4,118,242	580.52	2,390,763,028	594.38	2,447,839,802	1.56
23	オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	24,099,180	110.18	2,655,397,067	101.12	2,437,145,253	1.55
24	アメリカ	投資証券	AMB PROPERTY CORP	1,216,000	2,152.05	2,616,895,232	1,998.15	2,429,753,804	1.55

25	アメリカ	投資証券	PROLOGIS	2,585,100	1,189.75	3,075,646,507	909.86	2,352,093,562	1.50
26	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	387,300	5,103.19	1,976,467,810	5,881.99	2,278,096,121	1.45
27	カナダ	投資証券	PRIMARIS RETAIL REAL ESTATE	1,502,400	1,301.66	1,955,620,444	1,510.50	2,269,381,960	1.44
28	アメリカ	投資証券	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	1,260,000	1,297.99	1,635,474,960	1,691.20	2,130,912,000	1.35
29	アメリカ	投資証券	CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	2,046,300	834.60	1,707,856,713	1,029.94	2,107,567,859	1.34
30	シンガポール	投資証券	CAPITAMALL TRUST	17,450,500	108.41	1,891,972,739	119.01	2,076,820,651	1.32

「野村世界REITマザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	40,553	7,099.93	287,923,637	7,590.95	307,835,844	7.25
2	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	227,782	937.85	213,627,235	952.43	216,946,729	5.11
3	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	22,109	8,422.17	186,205,889	8,698.68	192,319,275	4.53
4	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	22,297	7,852.25	175,081,835	8,231.91	183,547,031	4.32
5	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	26,692	6,453.55	172,258,222	6,804.54	181,626,867	4.27
6	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO SE	10,184	14,706.53	149,771,399	15,689.04	159,777,208	3.76
7	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	34,875	4,091.85	142,703,561	4,261.82	148,631,112	3.50
8	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	19,800	6,491.22	128,526,271	6,854.43	135,717,785	3.19
9	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	33,692	3,704.45	124,810,532	3,822.11	128,774,597	3.03
10	香港	投資証券	LINK REIT	491,708	216.63	106,523,178	245.11	120,526,727	2.83
11	オーストラリア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	1,806,319	59.62	107,695,086	62.64	113,148,002	2.66

12	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	157	726,603	114,076,801	712,000	111,784,000	2.63
13	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	460,713	220.48	101,578,306	229.42	105,700,830	2.48
14	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	139	753,138	104,686,204	746,000	103,694,000	2.44
15	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	14,878	6,229.17	92,677,668	6,627.81	98,608,598	2.32
16	アメリカ	投資証券	AMB PROPERTY CORP	47,706	2,018.51	96,295,414	1,998.15	95,323,877	2.24
17	アメリカ	投資証券	SENIOR HOUSING PROP TRUST	41,035	1,799.43	73,839,889	1,955.87	80,259,240	1.89
18	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	71,730	1,153.80	82,762,590	1,102.66	79,093,973	1.86
19	イギリス	投資証券	BRITISH LAND	130,003	580.25	75,434,986	594.38	77,272,417	1.82
20	カナダ	投資証券	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	27,657	2,344.75	64,848,844	2,450.28	67,767,543	1.59
21	オランダ	投資証券	CORIO NV	12,731	4,506.96	57,378,114	4,806.13	61,186,955	1.44
22	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	48,626	1,195.92	58,152,988	1,252.33	60,895,973	1.43
23	シンガポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	466,109	125.55	58,523,784	127.73	59,538,666	1.40
24	アメリカ	投資証券	DOUGRAS EMMETT INC-W/I	42,807	1,215.41	52,028,295	1,344.50	57,554,182	1.35

25	アメリカ	投資証券	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	17,913	3,134.72	56,152,277	3,064.45	54,893,571	1.29
26	アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS INC	15,383	3,244.16	49,904,947	3,495.71	53,774,513	1.26
27	アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	10,879	4,658.42	50,679,028	4,925.61	53,585,819	1.26
28	アメリカ	投資証券	BIOMED REALTY TRUST INC	36,725	1,391.34	51,097,181	1,422.29	52,233,938	1.23
29	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	13,425	3,668.51	49,249,843	3,795.05	50,948,583	1.20
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	16,297	2,911.40	47,447,098	3,066.99	49,982,755	1.17

「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	135,922	6,250.67	849,604,274	7,590.95	1,031,777,269	8.30
2	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	947,864	957.71	907,782,907	952.43	902,775,436	7.26
3	フランス	投資証券	UNIBAIL RODAMCO SE	42,129	15,892.17	669,521,293	15,689.04	660,963,671	5.32
4	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	87,525	5,519.23	483,070,710	6,804.54	595,567,643	4.79
5	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	59,600	6,677.70	397,991,110	8,231.91	490,622,193	3.94
6	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND TRUST GROUP	1,594,665	307.16	489,821,925	301.12	480,193,976	3.86
7	イギリス	投資証券	BRITISH LAND	722,846	630.91	456,052,085	594.38	429,652,071	3.45
8	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	77,209	4,154.58	320,771,144	4,918.85	379,779,891	3.05
9	アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	97,134	3,693.20	358,736,082	3,842.40	373,228,303	3.00
10	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	42,854	6,111.99	261,923,510	8,698.68	372,773,541	3.00
11	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	58,558	4,983.73	291,837,458	5,881.99	344,437,781	2.77

12	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	50,926	5,498.93	280,038,855	6,627.81	337,527,994	2.71
13	アメリカ	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	129,162	2,318.37	299,445,405	2,535.95	327,548,942	2.63
14	アメリカ	投資証券	UDR INC	146,700	1,506.85	221,056,244	1,715.72	251,696,476	2.02
15	アメリカ	投資証券	HCP INC	82,200	2,569.77	211,235,784	2,989.19	245,711,911	1.97
16	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	251,263	984.64	247,405,097	945.38	237,539,215	1.91
17	アメリカ	投資証券	BRE PROPERTIES INC	59,622	3,466.24	206,664,601	3,404.38	202,976,278	1.63
18	アメリカ	投資証券	BIOMED REALTY TRUST INC	142,150	1,222.73	173,812,149	1,422.29	202,179,831	1.62
19	シンガ ポール	投資証券	CAPITAMALL TRUST	1,695,634	104.05	176,443,774	119.01	201,800,963	1.62
20	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	44,707	4,254.54	190,207,914	4,372.59	195,485,720	1.57
21	オース トラ リア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	3,008,000	66.41	199,772,108	62.64	188,421,420	1.51
22	イギリス	投資証券	DERWENT LONDON PLC	101,200	1,742.89	176,381,227	1,843.57	186,569,790	1.50
23	アメリカ	投資証券	DOUGRAS EMMETT INC-W/I	134,368	1,155.93	155,320,700	1,344.50	180,658,313	1.45
24	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	26,333	5,614.78	147,854,107	6,854.43	180,497,799	1.45

25	シンガポール	投資証券	CAPITACOMMERCIAL TRUST	1,975,596	67.91	134,178,331	84.74	167,415,165	1.34
26	オーストラリア	投資証券	ING OFFICE FUND	3,548,000	45.28	160,660,536	46.03	163,338,211	1.31
27	日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	234	677,475	158,529,245	695,000	162,630,000	1.30
28	オーストラリア	投資証券	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	1,098,300	140.37	154,172,983	147.92	162,461,853	1.30
29	カナダ	投資証券	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	96,050	1,422.25	136,607,595	1,676.30	161,008,739	1.29
30	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	243	614,757	149,386,165	655,000	159,165,000	1.28

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		98.66
合計		98.66

<ご参考>

「野村世界不動産投信マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
投資証券		98.61
合計		98.61

「野村世界REITマザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
投資証券		98.93
合計		98.93

「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
投資証券		98.01
合計		98.01

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2007年1月22日)	269,808	270,755	1.0623	1.0660
第2期 (2007年7月20日)	272,018	274,376	1.0929	1.1024
第3期 (2008年1月21日)	165,869	165,869	0.9249	0.9249
第4期 (2008年7月22日)	127,545	127,545	0.9291	0.9291
第5期 (2009年1月20日)	69,714	69,714	0.6142	0.6142
第6期 (2009年7月21日)	60,667	60,667	0.6900	0.6900
第7期 (2010年1月20日)	54,263	54,263	0.7684	0.7684
第8期 (2010年7月20日)	42,953	42,953	0.7325	0.7325
2009年8月末日	61,567		0.7402	
9月末日	59,111		0.7363	
10月末日	57,174		0.7375	
11月末日	53,673		0.7190	
12月末日	55,267		0.7624	
2010年1月末日	51,854		0.7429	
2月末日	50,237		0.7425	
3月末日	51,462		0.7846	
4月末日	50,604		0.8006	
5月末日	46,209		0.7448	
6月末日	44,140		0.7351	
7月末日	43,103		0.7445	
8月末日	40,748		0.7308	

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0040 円
第2期	0.0100 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円
第6期	0.0000 円
第7期	0.0000 円
第8期	0.0000 円

【収益率の推移】

期	収益率
第1期	6.6 %
第2期	3.8 %
第3期	15.4 %
第4期	0.5 %
第5期	33.9 %
第6期	12.3 %
第7期	11.4 %
第8期	4.7 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

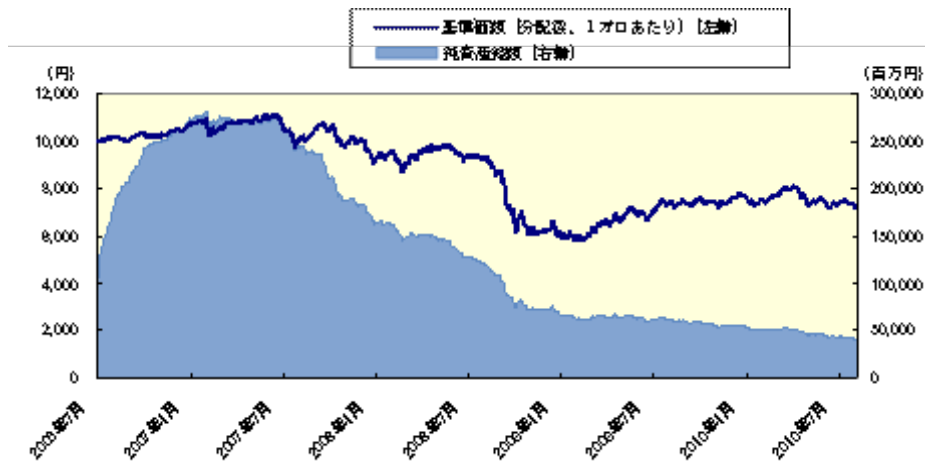
(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	257,882,337,064	3,891,513,415	253,990,823,649
第2期	48,054,372,380	53,157,127,321	248,888,068,708
第3期	11,402,974,736	80,945,417,633	179,345,625,811
第4期	656,550,287	42,727,045,477	137,275,130,621
第5期	230,932,536	24,009,189,833	113,496,873,324
第6期	85,151,323	25,654,157,123	87,927,867,524
第7期	122,235,578	17,427,420,774	70,622,682,328
第8期	61,779,617	12,045,258,507	58,639,203,438

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2010年8月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



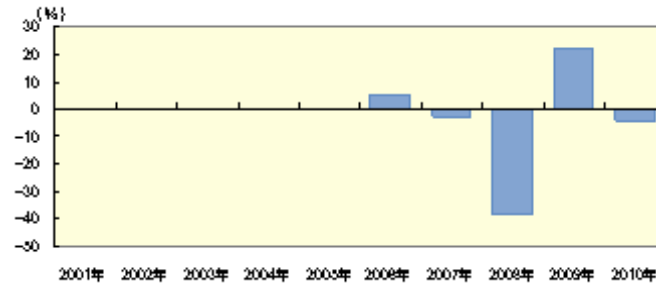
[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

2010年7月	0 円
2010年1月	0 円
2009年7月	0 円
2009年1月	0 円
2008年7月	0 円
設定来累計	140 円

[主要な資産の状況]

銘柄別投資比率(上位)		
順位	銘柄	投資比率(%)
1	FXコンセプト・グローバル・カレンシー・ストラテジー・ファンドF	6.5
2	ノムラー・CBREグローバルリートマザーファンド	6.3
3	GMOグローバル・タクティカル・ファンドF	5.4
4	野村コモディティ投信(DJ-UBS商品指数)FB(適格機関投資家専用)	5.0
5	野村コモディティ投信(S&PGSCI商品指数)FB(適格機関投資家専用)	4.9
6	野村世界不動産投信 マザーファンド	4.7
7	×ロン・ダイナミック・ファンドF(適格機関投資家専用)	4.6
8	野村世界REITマザーファンド	3.9
9	ノムラー・インサイト・欧州債券ファンドFD(適格機関投資家専用)	3.8
10	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	2.8

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ ファンドにベンチマークはありません。
- ・ 2006年は設定日（2006年7月27日）から年末までのファンドの収益率。
- ・ 2010年は年初から8月末までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれず。

取得申込みの受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得の申込ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

<申込手数料>

()取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率

を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。なお、1日1件5億円を超える解約請求のお申込みについては、上記時間を午前11時までとします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

換金時の税金につきましては「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。）

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして扱います。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

マザーファンド受益証券については、原則として基準価額計算日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成18年7月27日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月21日から7月20日までおよび7月21日から翌年1月20日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

- ()委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を

公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手續

()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

換金（解約）の単位

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・オールインワン・ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成21年7月22日から平成22年1月20日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成22年1月21日から平成22年7月20日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成21年7月22日から平成22年1月20日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成22年1月21日から平成22年7月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成21年7月22日から平成22年1月20日まで)および第8期計算期間(平成22年1月21日から平成22年7月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 平成22年 1月20日現在	第8期 平成22年 7月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,125,033,050	1,021,145,426
投資信託受益証券	45,282,594,989	36,073,642,107
親投資信託受益証券	8,330,988,231	6,353,282,319
未収入金	667,804,412	323,864,234
未収利息	3,383	2,990
流動資産合計	55,406,424,065	43,771,937,076
資産合計	55,406,424,065	43,771,937,076
負債の部		
流動負債		
未払金	125,217,340	144,427,199
未払解約金	664,175,472	380,396,675
未払受託者報酬	8,771,125	7,608,323
未払委託者報酬	344,217,864	285,516,469
その他未払費用	920,778	764,616
流動負債合計	1,143,302,579	818,713,282
負債合計	1,143,302,579	818,713,282
純資産の部		
元本等		
元本	70,622,682,328	58,639,203,438
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,359,560,842	15,685,979,644
（分配準備積立金）	7,343,256,147	6,336,508,655
元本等合計	54,263,121,486	42,953,223,794
純資産合計	54,263,121,486	42,953,223,794
負債純資産合計	55,406,424,065	43,771,937,076

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自平成21年 7月22日 至平成22年 1月20日	第8期 自平成22年 1月21日 至平成22年 7月20日
営業収益		
受取配当金	490,372,639	369,754,958
受取利息	589,981	428,712
有価証券売買等損益	6,237,422,948	2,333,904,009
その他収益	714,000	7,397,546
営業収益合計	6,729,099,568	1,956,322,793
営業費用		
受託者報酬	8,771,125	7,608,323
委託者報酬	344,217,864	285,516,469
その他費用	920,778	764,616
営業費用合計	353,909,767	293,889,408
営業利益	6,375,189,801	2,250,212,201
経常利益	6,375,189,801	2,250,212,201
当期純利益	6,375,189,801	2,250,212,201
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	863,489,239	129,578,713
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,259,990,973	16,359,560,842
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,420,284,776	2,809,133,390
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,420,284,776	2,809,133,390
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,555,207	14,918,704
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,555,207	14,918,704
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,359,560,842	15,685,979,644

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第7期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 投資信託受益証券及び親投資信託 受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券及び親投資信託 受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収 益分配金を、原則として収益分配金落 の売買が行われる日において、当該収 益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成21年7月22日から平成 22年1月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成22年1 月21日から平成22年7月20日までと なっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 平成22年1月20日現在	第8期 平成22年7月20日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 70,622,682,328 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 58,639,203,438 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 16,359,560,842 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 15,685,979,644 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7684 円 (10,000口当たり純資産額 7,684 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7325 円 (10,000口当たり純資産額 7,325 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 83,264,175 円 当ファンドの投資対象である野村世界不動産投信マザーファンド、野村世界REITマザーファンド及びノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 野村世界不動産投信マザーファンド 支払金額 396,011,410 円 野村世界REITマザーファンド 支払金額 17,052,786 円 ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド 支払金額 36,776,291 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 69,096,438 円 当ファンドの投資対象である野村世界不動産投信マザーファンド、野村世界REITマザーファンド及びノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 野村世界不動産投信マザーファンド 支払金額 385,938,089 円 野村世界REITマザーファンド 支払金額 9,909,413 円 ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド 支払金額 31,978,371 円
2 分配金の計算過程 該当事項はございません。	2 分配金の計算過程 該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第7期</p> <p style="text-align: center;">自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日</p>	<p style="text-align: center;">第8期</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日</p>
	<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、商品(コモディティ)市況の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第7期 平成22年1月20日現在	第8期 平成22年7月20日現在
	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
	2 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
期首元本額 87,927,867,524 円	期首元本額 70,622,682,328 円
期中追加設定元本額 122,235,578 円	期中追加設定元本額 61,779,617 円
期中一部解約元本額 17,427,420,774 円	期中一部解約元本額 12,045,258,507 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第7期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	45,282,594,989	2,809,939,764
親投資信託受益証券	8,330,988,231	1,886,617,528
合計	53,613,583,220	4,696,557,292

売買目的有価証券

種類	第8期 自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日	
	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	1,776,254,072	
親投資信託受益証券	278,751,383	
合計	2,055,005,455	

3 デリバティブ取引関係

第7期(自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日)

該当事項はございません。

第8期(自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成22年7月20日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年7月20日現在)

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額(円)	備考
投資信託受益 証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家 専用)		440,648,260	
	ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本株バ リュウオープンF (適格機関投資家専用)		17,151,120	
	野村日本小型株ファンドF(適格機関投資家専 用)		713,569,080	
	ノムラ・アクサ・ローゼンバーグ日本小型株ファ ンドF(適格機関投資家専用)		290,653,240	
	JF中小型株オープンF(適格機関投資家専用)		304,308,982	
	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF (適格機関投資家専用)		585,166,732	
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープ ンFB(適格機関投資家専用)		496,910,222	
	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専 用)		652,705,900	
	ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンドオープンFD (適格機関投資家専用)		200,657,754	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD (適格機関投資家専用)		553,484,728	
	UBS海外株式ファンドFB(適格機関投資家専 用)		550,383,328	
	JPMエマージング株式フォーカスFB(適格機関 投資家専用)		312,193,024	
	シュローダー・ワールド・エマージング・ファ ンドFB(適格機関投資家専用)		493,142,494	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株 投信FB(適格機関投資家専用)		381,994,648	
	ノムラアパディーン新興国株FB(適格機関 投資家専用)		248,480,572	
	野村コモディティ投信(DJ-UBS商品指数)FB (適格機関投資家専用)		2,167,185,150	
	野村コモディティ投信(S&P GSCI商品指数)FB (適格機関投資家専用)		2,095,553,253	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適 格機関投資家専用)		419,822,328	
	GSグローバル・マーケット・ストラテジーF (適格機関投資家専用)		137,837,781	
	ノムラ・AMP豪州債券ファンドFD(適格機関投 資家専用)		590,941,260	

	ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンドファンドFD (適格機関投資家専用)		259,350,458	
	インベスコ日本中小型成長株オープンF(適格機 関投資家専用)		373,102,740	
	東京海上日本成長株ファンドF(適格機関投資家 専用)		1,027,663,380	
	JPM日本株マーケットニュートラルF(適格機関 投資家専用)		1,060,104,987	
	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)		791,282,788	
	JPMエマージング・ボンド・ファンドFD(適格 機関投資家専用)		512,046,000	
	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンド ファンドFD(適格機関投資家専用)		224,526,247	
	MFS欧州株ファンドFB(適格機関投資家専用)		432,624,796	
	メロン・ダイナミック・ファンドF(適格機関投 資家専用)		2,293,723,215	
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・ エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)		566,457,606	
	野村エマージング債券ファンドFD(適格機関投 資家専用)		999,618,346	
	ノムラ・コロンビア米国株バリュウ・ファンド FB(適格機関投資家専用)		199,702,160	
	ストラテジック・バリュウ・オープンF(適格機 関投資家専用)		536,941,545	
	GS計量日本小型株ファンドF(適格機関投資家 専用)		646,373,200	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD(適格 機関投資家専用)		515,187,950	
	モルガン・スタンレー新興国現地通貨建債券 オープン FD (適格機関投資家専用)		114,648,380	
	東京海上・日本株市場中立型ファンドF(適格機 関投資家専用)		131,015,590	
	野村海外株式ファンドFB(適格機関投資家専 用)		375,912,460	
	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドFD(適格 機関投資家専用)		1,778,287,650	
	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イール ドボンドファンドFD (適格機関投資家専用)		546,494,855	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー ・アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)		317,588,013	

	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)		118,105,147	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD(適格機関投資家専用)		89,160,050	
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドFB(適格機関投資家専用)		162,741,800	
	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD (適格機関投資家専用)		677,080,956	
	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FD (適格機関投資家専用)		1,033,054,704	
	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)		342,346,088	
	住信日本株式アナリストLS・F(適格機関投資家専用)		1,148,760,560	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ - アカディアン新興国株ファンド FB（適格機関投資家専用）		336,407,296	
	ノムラ - リバーソース米国ハイ・イールド ドボンドファンドFD (適格機関投資家専用)		609,341,016	
	FX コンセプツ・グローバル・カレンシー ・ストラテジー・ファンドF		2,879,085,048	
	GMO グローバル・タクティカル・ファン ドF		2,515,318,136	
	ウエリントン・マネージメント・ポート フォリオ（ケイマン） - 海外債券ファンド（カスタムBM型）FD		391,049,568	
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興 国現地通貨建債券ファンド FD		415,749,516	
投資信託受益証券計	銘柄数：54		36,073,642,107	
	組入時価比率：84.0%		85.0%	
親投資信託受益証券	野村世界不動産投信マザーファンド		2,105,496,864	
	野村世界REITマザーファンド		1,684,458,951	
	ノムラ - CBRE グローバルリート マザー ファンド		2,563,326,504	
親投資信託受益証券計	銘柄数：3		6,353,282,319	
	組入時価比率：14.8%		15.0%	
合計			42,426,924,426	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

参考

野村世界不動産投信マザーファンド
野村世界REITマザーファンド
ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド

当ファンドは「野村世界不動産投信マザーファンド」、「野村世界REITマザーファンド」および「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「野村世界不動産投信マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

対象年月日	平成22年7月20日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,259,967,630
コール・ローン	144,617,652
投資証券	160,100,250,216
派生商品評価勘定	4,010,000
未収配当金	493,976,067
未収利息	423
流動資産合計	162,002,821,988
資産合計	162,002,821,988
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	180,000
未払解約金	357,973,085
流動負債合計	358,153,085
負債合計	358,153,085
純資産の部	
元本等	
元本	209,945,966,084
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	48,301,297,181
元本等合計	161,644,668,903
純資産合計	161,644,668,903
負債純資産合計	162,002,821,988

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成22年7月20日現在
1 元本の欠損の額	48,301,297,181 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.7699 円
(10,000口当たり純資産額)	7,699 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

	自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成22年7月20日現在

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。
- 2 時価の算定方法
投資証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と
しております。

(その他の注記)

平成22年7月20日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成22年1月21日
期首元本額	293,616,392,963 円
期首より平成22年7月20日までの期中追加設定元本額	684,854,742 円
期首より平成22年7月20日までの期中一部解約元本額	84,355,281,621 円
期末元本額	209,945,966,084 円
期末元本額の内訳*	
野村世界不動産投信	207,211,199,407 円
ノムラ・オールインワン・ファンド	2,734,766,677 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成22年7月20日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年7月20日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,200	565,800,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	30	10,290,000	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,260	916,020,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	250	188,250,000	
	日本リテールファンド投資法人 投資証券	5,948	644,168,400	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,342	955,504,000	
	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	899	247,225,000	
日本円計	銘柄数：7	10,929	3,527,257,400	
			(3,527,257,400)	
	組入時価比率：2.2%		2.2%	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	387,300	25,310,055.00	
	AMB PROPERTY (AMB) 7.00% SERIES O	318,000	7,463,460.00	
	AMB PROPERTY CORP	1,366,000	32,510,800.00	
	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	1,260,000	25,792,200.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	431,757	42,882,105.24	
	BRE PROPERTIES INC	1,271,300	48,258,548.00	
	CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	2,046,300	25,149,027.00	
	COUSINS PROPERTY(CUZ) 7.500 Series B	208,000	4,569,760.00	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	1,687,500	23,540,625.00	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	263,600	19,300,792.00	
	FELCOR LODGING TRUST INC 8.00 PFD	250,000	4,887,500.00	
	HERSHA HOSPITAL (HT) 8.0% SERIES A	200,000	4,510,000.00	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	2,162,300	61,949,895.00	
	KILROY REALTY (KRC) 7.5000 SERIES F	163,700	3,848,587.00	
	LASALLE HOTEL (LHO)7.5%SeriesD	250,000	5,502,500.00	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	2,107,700	60,701,760.00	
	MACERICH CO /THE	2,078,619	80,317,838.16	
	NATIONWIDE HEALTH PPTYS INC	843,020	30,930,403.80	
	NATL RETAIL PTY (NNN) 7.375 SERIES C	237,100	5,709,368.00	
	PROLOGIS	2,585,100	26,497,275.00	

	PS BUSINESS PARK (PSB) 7.0000 SERIES H	52,860	1,228,995.00	
	PUBLIC STORAGE (PSA) 7.25 SERIES K	800,000	20,600,000.00	
	PUBLIC STORAGE(PSA) 7.2500 SERIES I	311,000	7,852,750.00	
	REGENCY CENTERS CORP	469,400	16,048,786.00	
	REGENCY CENTERS(REG) 6.700 SERIES	292,000	6,648,840.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	735,566	61,316,781.76	
	SL GREEN REALTY CORP	76,000	4,165,560.00	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	352,700	15,497,638.00	
	TAUBMAN CENTERS INC	1,385,500	52,912,245.00	
	TAUBMAN CENTERS(TCO) 7.6250 Series-H	129,000	3,160,500.00	
	UDR INC	2,066,975	40,388,691.50	
	URSTADT BIDDLE (UBP) 7.5% SERIES D	590,000	13,705,700.00	
	VENTAS INC	1,033,000	49,738,950.00	
	VORNADO REALTY TRUST	1,219,604	92,385,003.00	
米ドル計	銘柄数：34	29,630,901	925,282,939.46	
			(80,416,340,268)	
	組入時価比率：49.7%		50.2%	
	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTM	509,200	11,039,456.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	613,600	9,486,256.00	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	686,800	11,977,792.00	
	INNVEST REAL ESTATE INVESTME	1,233,200	7,399,200.00	
	PRIMARIS RETAIL REAL ESTATE	1,502,400	27,493,920.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	2,453,600	48,409,528.00	
カナダドル計	銘柄数：6	6,998,800	115,806,152.00	
			(9,563,272,032)	
	組入時価比率：5.9%		6.0%	
	BRITISH LAND	4,618,242	20,458,812.06	
	HAMMERSON PLC	3,490,097	12,745,834.24	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	6,399,824	36,926,984.48	
英ポンド計	銘柄数：3	14,508,163	70,131,630.78	
			(9,284,726,598)	
	組入時価比率：5.7%		5.8%	

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	CORIO NV	368,300	15,258,669.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI-CVA	196,500	5,342,835.00	
	KLEPIERRE	1,195,725	28,781,100.75	
	MERCIALYS	558,263	13,004,736.58	
	STE DE LA TOUR EIFFEL	76,650	3,780,378.00	
	UNIBAIL RODAMCO SE	407,533	55,709,761.10	
	VASTNED RETAIL NV	193,800	8,211,306.00	
ユーロ計	銘柄数：7	2,996,771	130,088,786.43	
			(14,627,183,146)	
	組入時価比率：9.0%		9.1%	
	CHAMPION REIT	8,611,000	31,430,150.00	
	LINK REIT	10,416,000	207,070,080.00	
ホンコンドル計	銘柄数：2	19,027,000	238,500,230.00	
			(2,666,432,571)	
	組入時価比率：1.6%		1.7%	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	29,306,100	58,905,261.00	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	14,680,000	19,818,000.00	
	CAPITAMALL TRUST	17,450,500	34,726,495.00	
シンガポールド ドル計	銘柄数：3	61,436,600	113,449,756.00	
			(7,164,352,091)	
	組入時価比率：4.4%		4.5%	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	18,661,600	18,008,444.00	
	DEXUS PROPERTY GROUP	99,576,457	78,665,401.03	
	GOODMAN GROUP	76,920,244	47,690,551.28	
	GPT GROUP	6,396,322	18,677,260.24	
	MIRVAC GROUP	29,099,180	38,410,917.60	
	STOCKLAND TRUST GROUP	9,114,472	34,817,283.04	
	WESTFIELD GROUP	15,339,800	190,366,918.00	
豪ドル計	銘柄数：7	255,108,075	426,636,775.19	
			(32,317,735,720)	
	組入時価比率：20.0%		20.2%	
	KIWI INCOME PROPERTY TRUST	9,225,000	8,671,500.00	
ニュージーラン ドル計	銘柄数：1	9,225,000	8,671,500.00	
			(532,950,390)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
投資証券計			160,100,250,216	
			(156,572,992,816)	
合計			160,100,250,216	
			(156,572,992,816)	

(注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

- 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成22年7月20日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	569,190,000		565,360,000	3,830,000
英ポンド	268,260,000		264,760,000	3,500,000
ユーロ	224,680,000		224,860,000	180,000
豪ドル	76,250,000		75,740,000	510,000
合計	569,190,000		565,360,000	3,830,000

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下の
ように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 「野村世界REITマザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成22年7月20日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		46,297,570
コール・ローン		14,506,667
投資証券		3,991,686,622
派生商品評価勘定		33,000
未収入金		74,585,104
未収配当金		12,062,337
未収利息		42
流動資産合計		4,139,171,342
資産合計		
4,139,171,342		
負債の部		
流動負債		
未払金		41,676,966
未払解約金		17,071,793
流動負債合計		58,748,759
負債合計		
58,748,759		
純資産の部		
元本等		
元本		8,642,061,212
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		4,561,638,629
元本等合計		4,080,422,583
純資産合計		
4,080,422,583		
負債純資産合計		
4,139,171,342		

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成22年7月20日現在
1 元本の欠損の額	4,561,638,629 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.4722 円
(10,000口当たり純資産額)	4,722 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

	自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成22年7月20日現在

- | | |
|---|---|
| 1 | 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。 |
| 2 | 時価の算定方法
投資証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と
しております。 |

(その他の注記)

平成22年7月20日現在

1	元本の移動及び期末元本額の内訳	
	期首	平成22年1月21日
	期首元本額	11,270,839,734 円
	期首より平成22年7月20日までの期中追加設定元本額	1,484,726,354 円
	期首より平成22年7月20日までの期中一部解約元本額	4,113,504,876 円
	期末元本額	8,642,061,212 円
	期末元本額の内訳*	
	野村ファンドラップ世界REIT Aコース	486,234,649 円
	野村ファンドラップ世界REIT Bコース	4,588,569,148 円
	ノムラ・オールインワン・ファンド	3,567,257,415 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成22年7月20日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年7月20日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	151	109,777,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	135	101,655,000	
	日本リテールファンド投資法人 投資証券	195	21,118,500	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	55	26,812,500	
	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	35	24,920,000	
	ケネディクス不動産投資法人 投資証券	76	20,900,000	
日本円計	銘柄数：6	647	305,183,000	
			(305,183,000)	
	組入時価比率：7.5%		7.6%	
	AMB PROPERTY CORP	46,413	1,104,629.40	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	22,153	2,200,235.96	
	BIOMED REALTY TRUST INC	35,593	583,369.27	
	BOSTON PROPERTIES	19,490	1,486,112.50	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	12,888	557,148.24	
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	16,818	621,256.92	
	COUSINS PROPERTIES INC	26,324	166,630.92	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	37,912	332,109.12	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	9,010	549,429.80	
	DOUGRAS EMMETT INC-W/I	42,390	605,753.10	
	EASTGROUP PROPERTIES	5,149	179,648.61	
	EQUITY RESIDENTIAL	32,728	1,428,249.92	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,205	534,865.80	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	13,914	194,100.30	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	14,767	1,081,239.74	
	HCP INC	10,116	344,955.60	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	7,546	169,030.40	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	67,747	919,326.79	
	KILROY REALTY CORP	16,878	506,340.00	
	KIMCO REALTY CORP	27,899	381,379.33	
	PROLOGIS	32,008	328,082.00	
	PUBLIC STORAGE	21,615	1,994,416.05	
	REGENCY CENTERS CORP	25,108	858,442.52	
	SENIOR HOUSING PROP TRUST	41,366	877,372.86	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	39,650	3,305,224.00	
	SL GREEN REALTY CORP	10,454	572,983.74	
	TAUBMAN CENTERS INC	14,895	568,840.05	
	U-STORE-IT TRUST	24,501	184,737.54	
	VENTAS INC	34,231	1,648,222.65	
	VORNADO REALTY TRUST	26,291	1,991,543.25	
米ドル計	銘柄数：30	741,059	26,275,676.38	
			(2,283,619,034)	
	組入時価比率：56.0%		57.2%	

	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	26,156	768,724.84	
	NORTHERN PROPERTY REAL ESTAT	4,683	112,157.85	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	16,204	319,704.92	
カナダドル計	銘柄数：3	47,043	1,200,587.61	
			(99,144,524)	
	組入時価比率：2.4%		2.5%	
	BIG YELLOW GROUP PLC	31,516	91,175.78	
	BRITISH LAND	120,824	535,250.32	
	DERWENT LONDON PLC	15,921	206,336.16	
	HAMMERSON PLC	89,909	328,347.66	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	27,709	159,880.93	
	METRIC PROPERTY INVEST-W/I	30,086	31,214.22	
	SEGRO PLC	94,454	254,931.34	
	SHAFTESBURY PLC	50,758	196,078.15	
英ポンド計	銘柄数：8	461,177	1,803,214.56	
			(238,727,575)	
	組入時価比率：5.9%		6.0%	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	5,953	49,915.90	
	BEFIMMO S.C.A.	824	46,811.44	
	COFINIMMO	609	57,337.35	
	CORIO NV	10,227	423,704.61	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI-CVA	6,659	181,058.21	
	ICADE	2,050	143,213.00	

種類	銘柄	口数	評価額	備考	
投資証券	KLEPIERRE	11,016	265,155.12		
	MERCIALYS	5,238	122,019.21		
	SILIC	1,831	150,544.82		
	UNIBAIL RODAMCO SE	10,248	1,400,901.60		
	VASTNED RETAIL NV	3,354	142,108.98		
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,011	64,955.30		
	WERELDHAVE NV	2,724	166,027.80		
ユーロ計	銘柄数：13	62,744	3,213,753.34		
			(361,354,425)		
	組入時価比率：8.9%		9.1%		
	LINK REIT	492,708	9,795,035.04		
ホンコンドル計	銘柄数：1	492,708	9,795,035.04		
			(109,508,491)		
	組入時価比率：2.7%		2.7%		
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	450,109	904,719.09		
	SUNTEC REIT	371,000	515,690.00		
シンガポールドル計	銘柄数：2	821,109	1,420,409.09		
			(89,698,834)		
	組入時価比率：2.2%		2.3%		
		CFS RETAIL PROPERTY TRUST	124,924	243,601.80	
		CHARTER HALL OFFICE REIT	1,207,225	301,806.25	
		COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	479,608	462,821.72	
		DEXUS PROPERTY GROUP	1,713,083	1,353,335.57	
		GPT GROUP	426,500	1,245,380.00	
		MIRVAC GROUP	179,246	236,604.72	
		STOCKLAND TRUST GROUP	84,625	323,267.50	
	WESTFIELD GROUP	200,854	2,492,598.14		
豪ドル計	銘柄数：8	4,416,065	6,659,415.70		
			(504,450,739)		
	組入時価比率：12.4%		12.6%		
投資証券計			3,991,686,622		
			(3,686,503,622)		
合計			3,991,686,622		
			(3,686,503,622)		

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成22年7月20日現在		
	契約額等(円)		時価(円)
	うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	26,103,000		26,070,000
			33,000

米ドル	26,103,000	26,070,000	33,000
合計	26,103,000	26,070,000	33,000

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

3 「ノムラ CBRE グローバルリート マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成22年7月20日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	161,553,244
コール・ローン	136,083,245
投資証券	12,326,046,405
派生商品評価勘定	175,000
未収入金	4,896,600
未収配当金	35,514,383
未収利息	398
流動資産合計	12,664,269,275
資産合計	12,664,269,275
負債の部	
流動負債	
未払解約金	119,728,776
流動負債合計	119,728,776
負債合計	119,728,776
純資産の部	
元本等	
元本	28,475,040,667
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	15,930,500,168
元本等合計	12,544,540,499
純資産合計	12,544,540,499
負債純資産合計	12,664,269,275

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成22年7月20日現在
1 元本の欠損の額	15,930,500,168 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.4405 円
(10,000口当たり純資産額)	4,405 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

	自 平成22年1月21日 至 平成22年7月20日
1	<p>金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2	<p>金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>
3	<p>金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>
4	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成22年7月20日現在	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2	時価の算定方法 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし ております。

(その他の注記)

平成22年7月20日現在	
1	元本の移動及び期末元本額の内訳
	期首 期首元本額 期首より平成22年7月20日までの期中追加設定元本額 期首より平成22年7月20日までの期中一部解約元本額
	平成22年1月21日 34,388,596,653 円 318,921,407 円 6,232,477,393 円
	期末元本額 期末元本額の内訳*
	ノムラ・オールインワン・ファンド ノムラ・グローバル・オールスターズ
	28,475,040,667 円 5,819,129,408 円 22,655,911,259 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成22年7月20日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年7月20日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	4	2,908,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	682	129,648,200	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	76	45,904,000	
	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	54	36,342,000	
	フロンティア不動産投資法人 投資証券	96	58,080,000	
	福岡リート投資法人 投資証券	159	84,429,000	
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	227	95,113,000	
日本円計	銘柄数：7	1,298	452,424,200	
			(452,424,200)	
	組入時価比率：3.6%		3.7%	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	57,558	3,761,415.30	
	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	116,846	3,136,146.64	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	45,354	4,504,559.28	
	BIOMED REALTY TRUST INC	148,950	2,441,290.50	

	BOSTON PROPERTIES	30,333	2,312,891.25	
	BRE PROPERTIES INC	59,622	2,263,251.12	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	68,309	4,165,482.82	
	DOUGRAS EMMETT INC-W/I	134,368	1,920,118.72	
	DUKE REALTY CORP	251,263	2,736,254.07	
	ENTERTAINMENT PROPERTIES TRUST	34,800	1,348,152.00	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	39,207	1,932,513.03	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	54,326	3,977,749.72	
	GLIMCHER REALTY (GRT) 8.1250 SERIES G	43,208	925,947.44	
	HCP INC	84,200	2,871,220.00	
	HEALTH CARE REIT INC	90,534	3,965,389.20	
	HERSHA HOSPITALITY TRUST	354,663	1,627,903.17	

種類	銘柄	口数	評価額	備考	
投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	78,000	1,058,460.00		
	KITE REALTY GROUP TRUST	216,942	922,003.50		
	PUBLIC STORAGE	63,800	5,886,826.00		
	SIMON PROPERTY GROUP INC	140,522	11,713,913.92		
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	56,339	2,475,535.66		
	U-STORE-IT TRUST	204,794	1,544,146.76		
	UDR INC	152,900	2,987,666.00		
	VORNADO REALTY TRUST	91,525	6,933,018.75		
	米ドル計	銘柄数：24	2,618,363	77,411,854.85	
			(6,727,864,305)		
	組入時価比率：53.6%		54.6%		
カナダドル計	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	92,050	1,833,636.00		
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	36,421	1,506,008.35		
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	84,476	1,305,998.96		
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	87,530	1,726,966.90		
	カナダドル計	銘柄数：4	300,477	6,372,610.21	
				(526,250,151)	
		組入時価比率：4.2%		4.3%	
	英ポンド計	BIG YELLOW GROUP PLC	287,823	832,671.93	
		BRITISH LAND	711,947	3,153,925.21	
DERWENT LONDON PLC		101,200	1,311,552.00		
GREAT PORTLAND ESTATES PLC		327,000	968,901.00		
LAND SECURITIES GROUP PLC		77,297	446,003.69		
英ポンド計		銘柄数：5	1,505,267	6,713,053.83	
				(888,741,196)	
		組入時価比率：7.1%		7.2%	
ユーロ計		CORIO NV	23,601	977,789.43	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTI-CVA	45,100	1,226,269.00		
	KLEPIERRE	566	13,623.62		
	UNIBAIL RODAMCO SE	42,129	5,759,034.30		
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,850	92,055.00		
	ユーロ計	銘柄数：5	114,246	8,068,771.35	
				(907,252,650)	
		組入時価比率：7.2%		7.3%	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	1,307,000	2,627,070.00	

	CAPITACOMMERCIAL TRUST	2,070,596	2,795,304.60	
	CAPITAMALL TRUST	1,754,634	3,491,721.66	
	SUNTEC REIT	1,411,161	1,961,513.79	
シンガポールドル計	銘柄数：4	6,543,391	10,875,610.05	
			(686,794,774)	
	組入時価比率：5.5%		5.6%	
	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	1,200,000	2,340,000.00	
	DEXUS PROPERTY GROUP	3,528,000	2,787,120.00	
	ING INDUSTRIAL FUND	2,845,000	1,152,225.00	
	ING OFFICE FUND	3,680,000	2,208,000.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	1,638,665	6,259,700.30	
	WESTFIELD GROUP	969,564	12,032,289.24	
豪ドル計	銘柄数：6	13,861,229	26,779,334.54	
			(2,028,534,591)	
	組入時価比率：16.2%		16.4%	
	KIWI INCOME PROPERTY TRUST	1,872,599	1,760,243.06	
ニュージーランドドル計	銘柄数：1	1,872,599	1,760,243.06	
			(108,184,538)	
	組入時価比率：0.9%		0.9%	
投資証券計			12,326,046,405	
			(11,873,622,205)	
合計			12,326,046,405	
			(11,873,622,205)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成22年7月20日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	13,413,000		13,238,000	175,000
英ポンド	13,413,000		13,238,000	175,000
合計	13,413,000		13,238,000	175,000

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年8月31日現在

資産総額	41,057,617,147	円
負債総額	308,927,182	円
純資産総額(-)	40,748,689,965	円
発行済口数	55,759,231,414	口
1口当たり純資産額(/)	0.7308	円

<ご参考>

「野村世界不動産投信マザーファンド」

資産総額	157,276,171,336	円
負債総額	589,180,000	円
純資産総額(-)	156,686,991,336	円
発行済口数	198,346,025,095	口
1口当たり純資産額(/)	0.7900	円

「野村世界REITマザーファンド」

資産総額	4,258,625,017	円
負債総額	13,467,462	円
純資産総額(-)	4,245,157,555	円
発行済口数	8,803,557,436	口
1口当たり純資産額(/)	0.4822	円

「ノムラ - CBRE グローバルリート マザーファンド」

資産総額	12,559,446,753	円
負債総額	135,834,897	円
純資産総額(-)	12,423,611,856	円
発行済口数	27,475,892,235	口
1口当たり純資産額(/)	0.4522	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成22年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間にける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

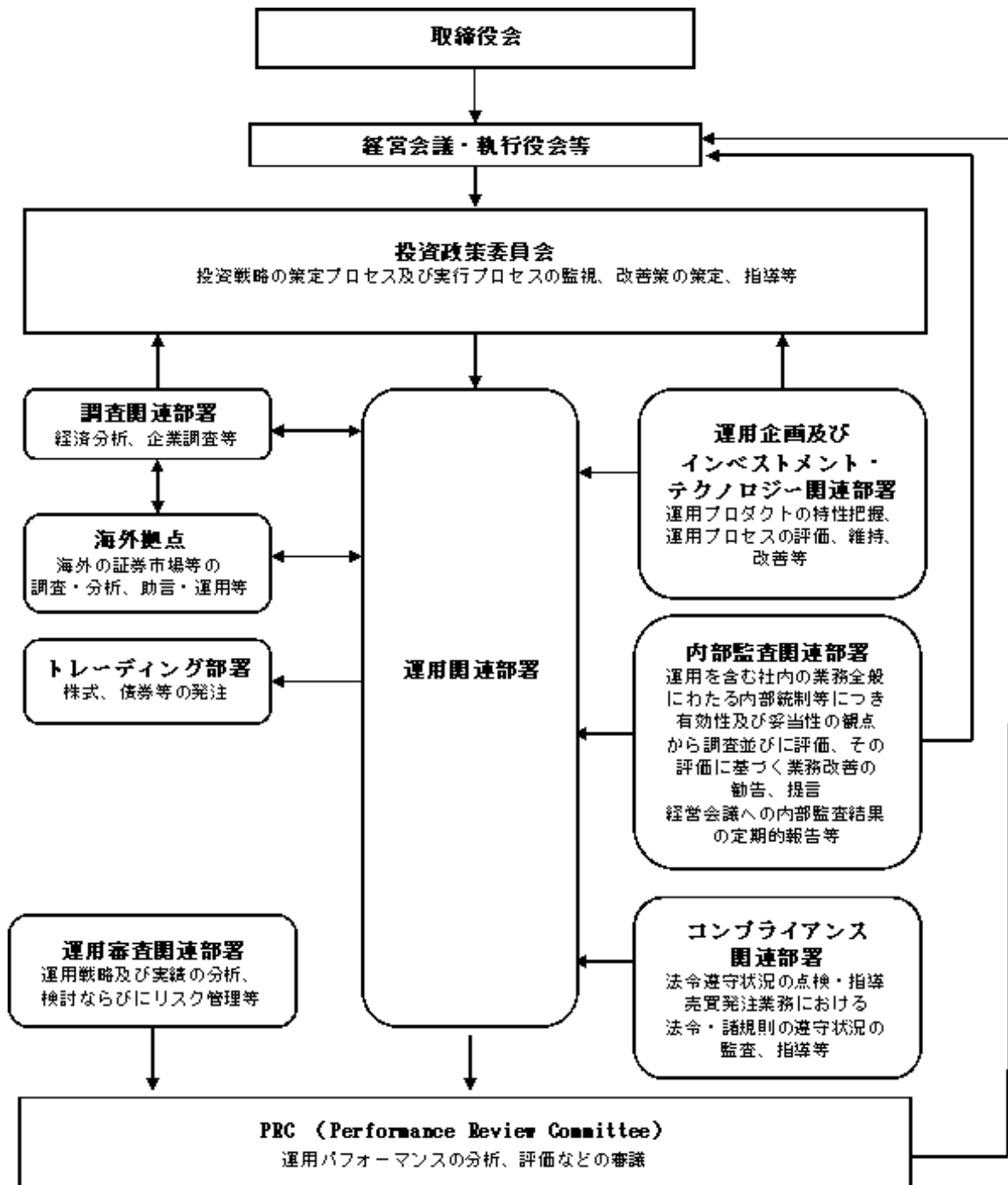
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年7月30日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	661	9,378,744
単位型株式投資信託	22	255,827
追加型公社債投資信託	19	4,468,706
単位型公社債投資信託	0	0
合計	702	14,103,277

3 【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第50期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第51期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成21年 3月31日)	当事業年度 (平成22年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		560	520
金銭の信託		34,551	38,530
有価証券		3,400	5,100
短期貸付金		592	126
前払金		43	0
前払費用		17	47
未収入金		84	79
未収委託者報酬		7,489	9,756
未収収益		1,629	2,645
未収法人税等		498	-
繰延税金資産		879	1,513
その他		807	143
貸倒引当金		4	6
流動資産計		50,549	58,457
固定資産			
有形固定資産			
建物	2	710	635
器具備品	2	1,472	1,094
無形固定資産			
ソフトウェア		12,403	11,836
電話加入権		2	1
その他		1	1
投資その他の資産			
投資有価証券		10,693	11,614
関係会社株式		15,743	16,099
従業員長期貸付金		385	366
長期差入保証金		39	66
長期前払費用		19	23
繰延税金資産		1,256	490
その他		381	327
貸倒引当金		0	0
固定資産計		43,110	42,557
資産合計		93,659	101,014

		前事業年度 3月31日)	(平成21年	当事業年度 3月31日)	(平成22年
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			12,000		11,000
預り金			95		95
未払金	1		5,750		6,217
未払収益分配金		5		4	
未払償還金		82		61	
未払手数料		3,275		4,226	
その他未払金		2,387		1,925	
未払費用	1		4,849		7,594
未払法人税等			4		849
前受収益			6		9
賞与引当金			1,080		2,538
その他			4		-
流動負債計			23,790		28,305
固定負債					
退職給付引当金			4,620		4,576
時効後支払損引当金			462		475
その他			642		351
固定負債計			5,724		5,403
負債合計			29,515		33,708
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			32,900		35,164
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		32,215		34,479	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		7,608		9,872	
評価・換算差額等			2,333		3,231
その他有価証券評価差額金			2,084		3,056
繰延ヘッジ損益			249		175
純資産合計			64,143		67,306
負債・純資産合計			93,659		101,014

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			84,195		76,293
運用受託報酬			8,315		10,576
その他営業収益			27		57
営業収益計			92,537		86,927
営業費用					
支払手数料			39,122		35,199
広告宣伝費			1,438		1,155
公告費			2		0
受益証券発行費			34		10
調査費			21,176		20,998
調査費		1,643		1,394	
委託調査費		19,532		19,603	
委託計算費			790		883
営業雑経費			2,709		2,493
通信費		208		222	
印刷費		1,382		1,293	
協会費		87		71	
諸経費		1,031		905	
営業費用計			65,272		60,740
一般管理費					
給料			8,863		9,912
役員報酬	2	329		388	
給料・手当		6,507		6,740	
賞与		2,025		2,784	
交際費			168		153
旅費交通費			557		458
租税公課			443		206
不動産賃借料			1,559		1,464
退職給付費用			1,124		1,116
固定資産減価償却費			3,288		4,630
諸経費			6,448		6,529
一般管理費計			22,452		24,471
営業利益			4,812		1,715

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	8,013		3,698	
収益分配金		225		6	
受取利息		32		5	
金銭の信託運用益		-		2,385	
デリバティブ利益		858		-	
為替差益		-		45	
その他		192		283	
営業外収益計			9,322		6,424
営業外費用					
支払利息	1	175		98	
金銭の信託運用損		1,212		-	
為替差損		133		-	
時効後支払損引当金繰入額		97		37	
その他		53		53	
営業外費用計			1,671		189
經常利益			12,463		7,950
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,085		72	
株式報酬受入益		299		226	
リース資産買取差益		2		-	
特別利益計			1,387		299
特別損失					
投資有価証券等売却損		1,471		60	
投資有価証券等評価損		5		70	
固定資産除却損	3	405		16	
退職給付制度移行損失		118		-	
システム利用契約解約違約金		-		63	
特別損失計			2,001		210
税引前当期純利益			11,849		8,039
法人税、住民税及び事業税			2,893		2,662
法人税等調整額			2,334		492
当期純利益			6,621		5,869

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	24,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	11,000	-
当期変動額合計	11,000	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	16,512	7,608
当期変動額		
別途積立金の取崩	11,000	-
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	8,904	2,264

当期末残高	7,608	9,872
利益剰余金合計		
前期末残高	52,804	32,900
当期変動額		
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	19,904	2,264
当期末残高	32,900	35,164
株主資本合計		
前期末残高	81,714	61,810
当期変動額		
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
当期変動額合計	19,904	2,264
当期末残高	61,810	64,074
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,124	2,084
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,040	971
当期変動額合計	3,040	971
当期末残高	2,084	3,056
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	250	249
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	499	73
当期変動額合計	499	73
当期末残高	249	175
評価・換算差額等合計		
前期末残高	4,874	2,333
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,541	898
当期変動額合計	2,541	898
当期末残高	2,333	3,231
純資産合計		
前期末残高	86,589	64,143
当期変動額		
剰余金の配当	26,526	3,605
当期純利益	6,621	5,869
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,541	898
当期変動額合計	22,445	3,162

当期末残高	64,143	67,306
-------	--------	--------

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="316 1122 616 1245"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左)</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの (同左)</p> <p>時価のないもの (同左)</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="946 1122 1246 1245"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先に対する債権3百万円については、債権額から備忘価額を控除した額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年 4月 1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 (同左)</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 (同左)</p> <p>6. リース取引の処理方法 (同左)</p> <p>7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左)</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>(3)ヘッジ方針 (同左)</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p> <p>8. 消費税等の会計処理方法 (同左)</p> <p>9. 連結納税制度の適用 (同左)</p>

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(リース取引の処理方法)</p> <p>当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p> <p>この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。</p>	
	<p>(退職給付の処理方法)</p> <p>「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

[追加情報]

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(退職給付制度の改訂)</p> <p>当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年 1月 1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損失118百万円を計上しております。</p> <p>この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。</p>	
	<p>(耐用年数の変更)</p> <p>当社は、翌事業年度に導入予定のシステムにより置き換えられる現行のシステムの状況等を調査した結果、一部のシステム(ソフトウェア及び器具備品)について耐用年数が実態と乖離していることが判明したため、当該資産の耐用年数を実態に合わせて変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法と比較して、減価償却費が284百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万円減少しております。</p>
	<p>(賞与制度の改定)</p> <p>従業員の賞与につきましては従来 6月及び12月の年 2回の支給であり、賞与引当金には計算期間が10月 1日から 3月末日までに対応する金額を計上していましたが、制度改定により年 1回の支給と変更となり、当事業年度末においては賞与引当金には計算期間が 4月 1日から 3月末日までに対応する金額を計上しております。</p>

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは、次のとおりであります。
未払金 2,119百万円	未払金 1,655百万円
未払費用 585	未払費用 1,017
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 295百万円	建物 369百万円
器具備品 964	器具備品 1,647
合計 1,260	合計 2,017

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するも のは、次のとおりであります。	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するも のは、次のとおりであります。
受取配当金 7,864百万円	受取配当金 3,542百万円
支払利息 175	支払利息 98
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されて おります。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損	3. 固定資産除却損
器具備品 0百万円	建物 7百万円
ソフトウェア 405	器具備品 5
合計 405	ソフトウェア 4
	合計 16

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
1株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	700円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月1日

当事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
1株当たり配当額	700円
基準日	平成21年 3月31日
効力発生日	平成21年 6月 1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年 5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	700円
基準日	平成22年 3月31日
効力発生日	平成22年 6月 1日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア) 主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4.固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,343百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">980</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">363</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">180</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">195</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">375</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">296百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">276</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		器具備品	取得価額相当額	1,343百万円	減価償却累計額相当額	980	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	363		百万円	1年以内	180	1年超	195	合計	375	支払リース料	296百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	276	支払利息相当額	14	減損損失	-	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">603百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">415</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">188</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">99</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">195</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">187百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">175</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p>		器具備品	取得価額相当額	603百万円	減価償却累計額相当額	415	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	188		百万円	1年以内	99	1年超	96	合計	195	支払リース料	187百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	175	支払利息相当額	7	減損損失	-
	器具備品																																																								
取得価額相当額	1,343百万円																																																								
減価償却累計額相当額	980																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																								
期末残高相当額	363																																																								
	百万円																																																								
1年以内	180																																																								
1年超	195																																																								
合計	375																																																								
支払リース料	296百万円																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																								
減価償却費相当額	276																																																								
支払利息相当額	14																																																								
減損損失	-																																																								
	器具備品																																																								
取得価額相当額	603百万円																																																								
減価償却累計額相当額	415																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																								
期末残高相当額	188																																																								
	百万円																																																								
1年以内	99																																																								
1年超	96																																																								
合計	195																																																								
支払リース料	187百万円																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																								
減価償却費相当額	175																																																								
支払利息相当額	7																																																								
減損損失	-																																																								

2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料		未経過リース料	
1年以内	6百万円	1年以内	5百万円
1年超	3	1年超	3
合計	9	合計	8

金融商品関係

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	520	520	-
(2)金銭の信託	38,530	38,530	-
(3)短期貸付金	126	126	-
(4)未収委託者報酬	9,756	9,756	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	15,890	15,890	-
(6)関係会社株式	3,064	92,414	89,350
資産計	67,888	157,238	89,350
(7)関係会社短期借入金	11,000	11,000	-
(8)未払金	6,217	6,217	-
(9)未払費用	7,594	7,594	-
(10)未払法人税等	849	849	-
負債計	25,662	25,662	-
(11)デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	86	86	-
デリバティブ取引計	86	86	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

其他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額

によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券824百万円、関係会社株式13,035百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	519	-	-	-
金銭の信託	38,530	-	-	-
短期貸付金	126	-	-	-
未収委託者報酬	9,756	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	5,100	0	997	-
合計	54,032	0	997	-

有価証券関係

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成21年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	66,382	63,318

4. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	-	-	-
(3)その他(1)	3,551	3,846	295
小計	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券(社債)	-	-	-
(3)その他	2,334	1,833	500
小計	2,334	1,833	500
合計	6,168	9,701	3,532

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売却額	11,200百万円
売却益の合計額	1,085百万円
売却損の合計額	1,471百万円

6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2.及び3.を除く)

区分	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券	
譲渡性預金	3,400
非上場株式	992
合計	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	4,411
関連会社株式	8,267
合計	12,679

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	3,400	1	1,017	-
合計	3,400	1	1,017	-

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	92,414	89,350
合計	3,064	92,414	89,350

4. その他有価証券(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,656	282	5,373
投資信託(1)	3,103	3,001	102
小計	8,759	3,283	5,475
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,031	2,326	295
譲渡性預金	5,100	5,100	-
小計	7,131	7,426	295
合計	15,890	10,710	5,179

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は175百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38	-	60
投資信託	626	72	0
合計	664	72	60

デリバティブ取引関係

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容及び利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物

ヘッジ対象 - 投資有価証券

ヘッジ方針

投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(3) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。

2. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	3,082	-	17	先物為替相場によっている
合 計			3,082	-	17	

(2) 株式関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	株価指数先物取引	投資信託	967	-	68	取引所の価格によっている
合 計			967	-	68	

退職給付関係

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,620
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

当事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成22年 3月31日)

イ. 退職給付債務	12,427百万円
ロ. 年金資産	6,488
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	5,938
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,015
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	653
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	4,576
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,576

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

イ. 勤務費用	524百万円
ロ. 利息費用	247
ハ. 期待運用収益	136
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	357
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	952
チ. その他(注)	163
計	1,116

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
退職給付引当金 1,894	退職給付引当金 1,876
所有株式税務簿価通算差異 884	賞与引当金 1,040
投資有価証券評価減 616	所有株式税務簿価通算差異 884
ゴルフ会員権評価減 510	投資有価証券評価減 614
賞与引当金 442	ゴルフ会員権評価減 510
未払確定拠出年金掛金 328	減価償却超過額 369
タックスヘイブン税制 271	未払確定拠出年金掛金 217
減価償却超過額 262	子会社株式売却損 196
子会社株式売却損 196	時効後支払損引当金 194
時効後支払損引当金 189	その他 268
その他 85	繰延税金資産小計 6,173
繰延税金資産小計 5,682	評価性引当金 1,923
評価性引当金 1,924	繰延税金資産計 4,250
繰延税金資産計 3,757	繰延税金負債
繰延税金負債	繰延ヘッジ利益 122
繰延ヘッジ利益 173	有価証券評価差額金 2,123
有価証券評価差額金 1,448	繰延税金負債計 2,245
繰延税金負債計 1,621	繰延税金資産(純額) 2,004
繰延税金資産(純額) 2,136	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 41.0%	法定実効税率 41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 7.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 9.2%
住民税等均等割 0.0%	住民税等均等割 0.0%
タックスヘイブン税制 0.1%	タックスヘイブン税制 3.5%
外国税額控除 5.9%	外国税額控除 2.4%
評価性引当金の増減額 16.2%	その他 0.3%
その他 0.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.1%	

関連当事者情報

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	関係会社 短期 借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業		当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払（*4）	4,926	未払費用	1,064
---------	----------------------------	---------	-----	-------	--	-------------	------------------------	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸 借等 役員の兼任	資金の借入(*1)	168,000	関係会社 短期 借入金	11,000
							資金の返済	169,000		
							借入金利息の支払	98	未払費用	3

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,866	未払費用	0

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	26,417 (注)3	未払 手数料	3,469
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	3,263	未払費用	940

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 平成21年11月23日付で野村証券(株)はジョインベスト証券(株)を吸収合併しており、当社とジョインベスト証券(株)の取引は野村証券(株)に引継がれております。野村証券(株)との取引金額には、合併前のジョインベスト証券(株)と当社の取引金額を含んでおります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	128,800	5,765
固定資産合計	228,173	78,723
流動負債合計	76,471	8,010
固定負債合計	76,265	12,507
純資産合計	204,237	63,970
売上高	325,646	2,546
税引前当期純利益	40,539	4,841
当期純利益	26,416	4,445

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
1株当たり純資産額	12,453円43銭	1株当たり純資産額	13,067円44銭
1株当たり当期純利益	1,285円61銭	1株当たり当期純利益	1,139円63銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	6,621百万円	損益計算書上の当期純利益	5,869百万円
普通株式に係る当期純利益	6,621百万円	普通株式に係る当期純利益	5,869百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成22年7月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 平成22年7月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

* 平成22年6月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行いません。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
また、指定投資信託証券の名称について、投資家に誤解を与えない範囲で名称の一部を省略若しくは簡略化して記載する場合があります。また、指定投資信託証券の名称について、投資家に誤解を与えない範囲で名称の一部を省略若しくは簡略化して記載する場合、及び投資家の理解を助けるため、文言を付記する場合があります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・オールインワン・ファンドの平成21年7月22日から平成22年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・オールインワン・ファンドの平成22年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年9月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・オールインワン・ファンドの平成22年1月21日から平成22年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・オールインワン・ファンドの平成22年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)